

平成 29 年 月 日 法務大臣決定

平成 29 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 29 年度の 1 年間とする。

2 政策体系

基本計画に基づく政策体系を、別紙 1 のとおりとする。

3 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として、1 年から 5 年程度の周期で事後評価の対象とする。

事後評価の対象施策を別紙 2 のとおりとし、本実施計画における当該各施策に係る評価等の実施内容を別紙 3 のとおりとする。

4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

(注) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、成果目標（Plan）—予算の効率的執行（Do）—厳格な評価（Check）—予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

別紙1

政 策 体 系

基本政策	
政策	
施策	
I 基本法制の維持及び整備	
1 基本法制の維持及び整備	(事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。)
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制により、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。)
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。)
	(1) 総合法律支援の充実強化 (裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)
	(2) 法曹養成制度の充実 (高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。)
	(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。)
	(4) 法教育の推進 (国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。)
3 法務に関する調査研究	(内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 檢察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) 檢察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようとするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の

安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。)

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

8 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

10 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関する争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関する争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

- 12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
(2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
(2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
(3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
(4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

別紙 2

政策体系		事後評価の対象とする施策等の評価予定期
基本政策	政策	
	施策	
I 基本法制の維持及び整備		
1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	平成30年8月
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進	— 平成30年8月 平成32年8月 平成30年8月
3 法務に関する調査研究	(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (2件)	平成30年8月
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持		
4 檢察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 檢察権行使を支える事務の適正な運営	— 平成30年8月
5 矯正処遇の適正な実施		
※ (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備		平成30年8月
※ (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施		平成30年8月
※ (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施		平成32年8月
6 更生保護活動の適切な実施		
※ (1) 保護観察対象者等の改善更生等		平成32年8月
※ (2) 医療観察対象者の社会復帰		平成30年8月
7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	平成30年8月
8 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定	(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定	—
III 国民の権利擁護		
9 国民の財産や身分関係の保護		
(1) 登記事務の適正円滑な処理		平成33年8月
(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理		平成30年8月
(3) 債権管理回収業の審査監督		平成32年8月
10 人権の擁護	(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	平成33年8月
IV 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理		
11 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理		
※ (1) 国の利害に關係のある争訟の適正・迅速な処理		平成30年8月
V 出入国の公正な管理		
12 出入国の公正な管理		
(1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進		平成30年8月
VI 法務行政における国際化対応・国際協力		
13 法務行政における国際化対応・国際協力		
(1) 法務行政の国際化への対応		—
(2) 法務行政における国際協力の推進		平成30年8月
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営		
14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営		
(1) 法務行政に対する理解の促進		—
(2) 施設の整備	(2件)	平成30年8月
(3) 法務行政の情報化		—
(4) 職員の多様性及び能力の確保		—

事後評価対象施策に係る評価等の実施内容

目 次

平成29年度事後評価の実施に関する計画

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	8
(2) 法曹養成制度の充実	15
(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	54
(4) 法教育の推進	57
(5) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (高齢・障害犯罪者に関する総合的研究)	60
(6) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (窃盗事犯者に関する研究)	70
(7) 檢察権行使を支える事務の適正な運営	80
※(8) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	86
※(9) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	90
(10) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	96
(11) 保護観察対象者等の改善更生等	100
※(12) 医療観察対象者の社会復帰	110
(13) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った 団体の規制に関する調査等	113
(14) 登記事務の適正円滑な処理	122
(15) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	129
(16) 債権管理回収業の審査監督	134
(17) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害 による被害の救済及び予防	137
※(18) 国の利害に關係のある争訟の適正・迅速な処理	144
(19) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	149
(20) 法務行政における国際協力の推進	156
(21) 施設の整備(熊谷拘置支所整備等事業)	164
(22) 施設の整備(郡山第2法務総合庁舎整備等事業)	168
(参考資料) 法務省大臣官房施設課「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」 法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価の概要」 ※実績の測定(モニタリング)を行っている施策	

平成29年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省29- (1))

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
担 当 部 局 名	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課
施 策 の 概 要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))
政策評価実施予定時期	平成32年8月(平成30年8月は中間報告)
評 価 方 式	総合評価方式

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来約120年の間、実質的な見直しが行われていない民法(債権関係)の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不斷の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるよう、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的な内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的な内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国的基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

4. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号^{*1}

5. 備考

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別 紙

※平成29年1月末現在で整備済みのものには、括弧書きで成立日を記載している。

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容
--------------	------------

【民事関係】

<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。</p>	<p>[民法等] ・民法（債権関係）の見直し</p>
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。</p>	<p>[公益信託ニ関スル法律等] ・公益信託ニ関スル法律の見直し</p>
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。</p>	<p>[人事訴訟法等] ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備</p>
<p>商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。</p>	<p>[商法等] ・商法（運送・海商関係）等の見直し</p>
<p>相続法制については、配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降、大きな法改正はされていない。しかしながら、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで、相続法制について全</p>	<p>[民法等] ・民法（相続関係）の見直し</p>

<p>一般的な見直しを行う。</p> <p>民事執行法は、昭和54年に制定された後、社会情勢の変化等に応じ、所要の改正が行われてきたところであるが、近時、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受けの防止、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など、民事執行手続についての検討課題が指摘されている。そこで、これらの点について、民事執行法の所要の見直しを行う。</p>	<p>[民事執行法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行法の見直し
<p>最高裁大法廷は、平成27年12月16日、女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条第1項の規定について、再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示した。同条は婚姻の要件に関する規定であることから、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定等の改定を行う。</p>	<p>[民法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（第733条第1項等）の見直し (平成28年6月1日成立)
<p>多くの18歳、19歳の者が、自ら就労して金銭を得たり、一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で、憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや、諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて、民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。</p>	<p>[民法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（第4条等）の見直し

【刑事関係】

<p>近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>[経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の刑事責任の在り方
--	--

参考

※平成22年度から平成26年度までに整備済みのもの

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容
【民事関係】	
近時、コーポレート・ガバナンス [*] の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行う。	[会社法] ・企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しの法整備
国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。	[民事訴訟法等] ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備
行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務（裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。）の運用状況等について検証作業を進める。	[行政事件訴訟法] ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証として、平成24年11月22日平成16年改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書を公表。
児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。	[民法等] ・親権停止制度の創設等を内容とする民法の親権に関する規定の見直し
政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。	[新規立法] ・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備
非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の	[民事訴訟法等] ・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し

<p>全面的な見直しを行う。</p> <p>最高裁が、民法第900条第4号ただし書のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反である旨の決定をした（最大決平成25年9月4日）。民法第900条は、相続に関する私人間の法律関係を規律する規定であることから、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定の改正を行う。</p>	<p>[民法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高裁によって違憲と判断された部分の削除
<p>今後想定される大規模な災害に備えるため、民事法上の観点から所要の法整備を行う必要がある。</p> <p>そこで、災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、東日本大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しを行う。</p> <p>また、大規模な災害により滅失した区分所有建物について、敷地共有者全員の合意によらずに、その敷地の上に区分所有建物を再建することを可能とする特例措置等を定めた被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、東日本大震災を踏まえつつ、見直しを行う。</p>	<p>[罹災都市借地借家臨時処理法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるためにこれを廃止し、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法を新たに制定する法整備 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物及びその敷地について必要な処分を多数決により行うことを可能とする制度を新設する等の法整備

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウイルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>[IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> サイバー犯罪に対する罰則の整備 コンピュータネットワークに関する捜査手續の整備
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p>	<p>[経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備

※「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
(法務省29- (2))

施策名	法曹養成制度の充実		
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課		
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。		
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I-2-(2))		
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する。		
目標設定の考え方・根拠	<p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣議決定により、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議が置かれるとともに、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議が置かれ、同検討会議が平成25年6月に行った取りまとめに基づき、同年7月、前記法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされた。法務省では、同閣僚会議決定に基づき、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を設けるとともに、同懇談会の下に、日本弁護士連合会との共催により、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の3つの分科会を設置し、法曹有資格者の活動領域の拡大について検討及び施策の試行等を行い、その成果等を踏まえて、平成27年5月25日には、前記有識者懇談会において取りまとめが行われ、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされた。</p> <p>また、前記閣僚会議決定を踏まえ、政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、平成25年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成）において、平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議決定がなされ、前記のような活動領域に関する取組のほか、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を行うこととされた。</p>		
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）（別紙1参照） ○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）（別紙2参照） ○法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年9月17日閣議決定）（別紙3参照） ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について（平成25年9月24日法務大臣決定）（別紙4参照） ○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（別紙5参照） 		
政策評価実施予定時期	平成30年8月		

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	29年度
1 法曹有資格者の活動領域の在	-	-	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者

り方に関する検討及び必要な取組の実施		懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境を整備する。	
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>法曹有資格者の活動領域の拡大については、法務省に設置された「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「企業」「国・地方自治体、福祉等」及び「海外展開」の各分科会（いずれも平成27年7月廃止）における検討等を踏まえ、平成27年5月、同懇談会が、今後の取組の方向性について具体的な指針を取りまとめた。また、平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定においても、関係機関の協力を得て、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされたことを踏まえ、上記目標を設定することとした。</p> <p>具体的には、下記参考指標の閲覧件数を一つの目安として、達成度合いを評価することとした。</p>			
施策の進捗状況（実績）			
28年度			
<p>「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」（別紙4参照）及びその下に設置された分科会において、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い、それを踏まえ、平成27年5月25日、前記有識者懇談会において、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」（別紙6参照）が取りまとめられ、各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。</p> <p>また、「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定、別紙2参照）を踏まえ、政府においては、同年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成）において、法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い、前記推進会議は、平成27年6月30日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（別紙5参照）を決定した。前記推進会議決定では、前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。</p> <p>法務省においては、前記推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（別紙7参照）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし、民間の法曹有資格者を海外に派遣して一定の活動に従事させることにより、日本企業・在外邦人の活動を支えるために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や、日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行った。そして、それぞれの資料等については法務省ホームページに掲載して、関係省庁、自治体及び日本企業等が同情報にアクセスできる環境を整備した。</p>			
参考指標	年度ごとの閲覧件数		
	26年度	27年度	28年度
法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」 ^{*1} 閲覧件数（件）	—	2,991	集計中
法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」 ^{*2} 閲覧件数（件）	—	—	集計中

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）			
		基準年度	29年度		
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	—	—	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する検討等の各取組に關し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定において、文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、関係機関・団体の協力を得て、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を行うこととされたことを踏まえ、上記目標を設定することとした。</p> <p>具体的には、下記参考指標の閲覧件数を一つの目安として、達成度合いを評価することとした。</p>					
施策の進捗状況（実績）					
28年度					
<p>前記平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定（別紙5参照）では、法務省において、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと、予備試験について、その在り方の検討を行うこと、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めたとされた。</p> <p>法務省においては、前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（別紙7参照）を開催しており、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めた。</p>					
参考指標	年度ごとの閲覧件数				
	26年度	27年度	28年度		
法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」の閲覧件数	—	2,991	集計中		
達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）				
	26年度	27年度	28年度		
①法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究（平成26年度）	23百万円 (23百万円)	30百万円 (29百万円)	20百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし、民間の法曹有資格者				—	

を海外に派遣して一定の活動に従事させることにより、日本企業・在外邦人の活動を¹支援るために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や、日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行う。また、我が国が当事者となる可能性のある国際訟務案件の資料・情報の収集を図るとともに、外国における外弁規制の在り方について検討する。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	23百万円 (23百万円)	30百万円 (29百万円)	20百万円	一 百万円

*1 「法曹養成制度改革連絡協議会」

法曹養成制度改革連絡会議の開催状況について、平成27年12月から法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html）に掲載している。

なお、平成27年度は、平成27年12月から平成28年3月までの閲覧件数である。

*2 「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」

日本企業の海外展開を法的な側面から支援するための調査研究を法曹有資格者に委託して行っており、その調査結果を平成28年7月から法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html）に掲載している。

法曹養成制度検討会議取りまとめ (抜粋)

平成25年6月26日

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。
- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

- ・ 企業の分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

- ・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要なことや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスター・シップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- ・ 日本経済のグローバル化の進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されるところから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

- 受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう、その制限を緩和するべきである。

- ・ 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について、法科大学院の教育状況が目標としていたとおりにはなっていないことや法科大学院修了後5年の間に合格しない者が多数いることなどから、受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが、受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく、また、法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに、法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって、受験回数制限を設けること自体は合理的である。
- ・ 受験回数については、現行制度は、3回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ、その上で、受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し、5年間に3回受験できることとされている。
- ・ もっとも、現在、多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとすることを求めている。そもそも、受験回数制限制度において制限される回数については、3回とすることが必須であるというものではなく、その制度の趣旨に反しない限度であれば、受験回数制限を緩和することも考えられる。

この点に関し、これまでの司法試験の結果によれば、法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く、受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ、受験期間を維持するのであれば、この傾向に与える影響は大きくないと考えられる。また、受験期間と受験回数との差がない方が、受験資格があるので受験を控えるようなことはなく、全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになるとの利点もあると考えられる。

さらに、受験回数制限を緩和し、受験期間内において司法試験を受験できることとすれば、単年合格率が低下し、更に志願者を減少させるおそれがあるとの意見もあるが、受験回数制限を緩和しても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も一定数いることが想定されることからすれば、単年合格率の低下は一定の範囲にとどまると考えられるし、累積合格率はほとんど低下しないものと想定される。また、今後、制度全体の改善を図ることによって、法曹志願者の減少を防ぐことは可能であり、むしろ、受験回数制限を緩和し、5回ま

で受験できるとする方が法曹を志願しやすい環境につながると考えられる。

以上のことから、受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう、その制限を緩和することとするべきである。

なお、この場合、既に3回受験して資格を失った者であっても、法科大学院修了又は予備試験合格後5年を経過していない場合には、受験資格が認められることとなる（既に5年を経過した者については、法科大学院教育の成果が維持される期間を過ぎていると考えられるため、新制度開始後に受験資格を認めれる経過措置はとらない。）。

(2) 方式・内容、合格基準・合格者決定

- 法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて、論文式試験の試験科目の削減につき、選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。

- ・ 司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため、科目数等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もある。

法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第3の2(2)参照）ことから、司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており、司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し、短答式試験の試験科目（司法試験法第3条各号所定のかっこ書の内容を含む）を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて、論文式試験の試験科目につき、選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、第4で述べる新たな検討体制において、2年以内に検討し、結論を得るべきである。

また、具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

(3) 予備試験制度

- 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検

討すべきであり、第4で述べる新たな検討体制において、2年以内に検討して結論を得るべきである。

- ・ 予備試験制度は、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、その合格者には、司法試験の受験資格が与えられる。
- ・ 予備試験制度について、制限的にすべきとの立場は、予備試験制度が、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは、これまでの2回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成24年司法試験の結果によれば、既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており、その傾向が拡大して法科大学院を中心とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや、それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。

一方で、予備試験制度について、積極的に評価すべきとの立場は、予備試験制度が、法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり、法科大学院の時間的・経済的負担を考えると、予備試験制度について、法科大学院を中心とする現在の法曹養成制度においても、重要な制度として位置付けるべきであるとする。

- ・ このように、予備試験制度については、様々な見方があるものの、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。また、(2)で述べた司法試験の内容との関係でも、予備試験の在り方を検討する必要がある。そこで、予備試験の在り方については、法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ、第4で述べる新たな検討体制において2年以内に検討し、結論を得ることとすべきである。

第4 今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方

- 今後、本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、これらを省庁横断的にフォローアップしつつ、検討課題について速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するとともに、学識経験者や法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

- ・ 本検討会議においては、司法制度改革の理念を踏まえ、法曹の養成に関する制度の在り方について、有機的に関連する諸問題を整合的に解決するべく、詳細に検討を行ってきたところであるが、検討した各論点について一定の結論が得られたものがある一方、今後の法曹人口、法科大学院、司法試験及び司法修習の在り方について、今後の検討課題を残すこととせざるを得なかった。

今後、本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、これらを省庁横断的にフォローアップするとともに、検討課題については、速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するべきである。その際、法曹の養成に関する制度は、その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから、新たな検討体制は、各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制として整備する必要がある。

また、第1で述べたとおり、法曹有資格者の活動領域の在り方については、活動領域の拡大に向けて、各分野の有識者で構成する有識者会議及び各分野別の分科会を設けるべきであり、これを新たな検討体制の下に置くべきである。

さらに、今後の検討課題を検討するに当たっては、学識経験を有する者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講すべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うこと期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をすべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年内にその結論に沿った実施を開始する。

- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目的試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

法曹養成制度改革推進会議の開催について

（平成25年9月17日）
閣 議 決 定

1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度の改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議 長 内閣官房長官

副議長 法務大臣及び文部科学大臣

議 員 総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣

3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。

4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

〔平成 25 年 9 月 24 日〕
〔法務大臣決定〕

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第 2 を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け、その運営に関して以下のように定める。

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第 1 の内容を踏まえつつ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成 27 年 7 月 15 日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以上

別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長
岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事
田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日
〔法曹養成制度改革推進会議決定〕

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中心とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体の方策

(1) 法科大学院の組織見直し

- 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中心としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人數が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするために、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会
取りまとめ

平成27年5月25日
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

前文

国民の権利意識が高まり、また、社会情勢が複雑化している現代社会において、「法の支配」を広く社会に及ぼすためには、法曹有資格者が、公的機関、企業、国際的な分野等において、その専門性を生かして多様な役割を果たすことが重要である。平成24年8月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日に行った意見の取りまとめの中で、法曹有資格者の活動領域は広がりつつあり、法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められつつある、とする一方、未だその広がりが限定的といわざるを得ない状況にあるとしている。そして、同年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。」とされたところである。

当有識者懇談会は、同決定を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として平成25年9月に設置され、当有識者懇談会の下に設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の3つの分科会においてこれまで実践してきた試行的な取組等の状況を踏まえた検討を進めてきた。

本報告は、このような、当有識者懇談会及び各分科会における取組とその成果、それらに基づく検証・検討状況及びこの間の法曹有資格者の活動領域の拡大の状況を踏まえ、引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組の在り方に関する指針をまとめたものである。

国・自治体・福祉等の分野

1 これまでの取組及び成果について

(1) 国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア 日本弁護士連合会は、地方行政分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の専門性に対するニーズを把握するために、全国の自治体を対象に調査を実施した。その結果、多くの自治体が弁護士会からの支援を受けることに関心を示していること、また、弁護士を始めとする法曹有資格者を職員として任用し、訴訟対応や法律相談だけでなく、条例等の制定に関与する例規業務などの政策法務、債権回収等の分野で活用することに関心を示している自治体があることが明らかとなった。

このような実態把握の取組と並行して、日本弁護士連合会においては、各地の弁護士会に働きかけて自治体との連携構築を進めてきた。これまでに10の弁護士会が、自治体行政の支援のために弁護士が提供可能なサービスをリスト化した行政連携メニューを作成し、自治体に提供している。このような取組の結果、弁護士会が、自治体からの依頼で専門分野に応じた弁護士を相談員として紹介したという具体的な実績も挙がっている。

イ 福祉分野に関する取組の例としては、大阪で、弁護士会の負担により大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し、その職員から法的問題に関する相談を受ける取組を実施し、400件を超える相談実績を挙げた。また、各地の弁護士会においても、ひまわりあんしん事業による電話相談・出張相談等を行い、弁護士会によっては、数千件の活用実績を挙げた例もある。

また、法務省は、認知機能等が十分でない高齢者・障がい者への法テラスによる法的支援の拡充などを内容とする、総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

ウ 法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、国・自治体・福祉の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携し、国の機関、自治体及び福祉機関を対象として、司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行ってきた。その結果、これまでに複数の国の機関、自治体及び福祉機関が司法修習生の受入れに前向きな姿勢を示している。また、日本弁護士連合会は、各地の弁護士会や関係機関と協力して、今後弁護士の専門性の活用が期待される分野に関する研修会や、弁護士の公務員任用等に関する各種の研修やセミナー等を開催した。

さらに、一部の法科大学院では、自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身に付けた人材を養成するための講座の開設等の取組を進めている。

(2) 以上のような取組の成果もあり、この分野における法曹有資格者の活動領域は拡大傾向にある。例えば、地方自治体で常勤職員として勤務する、

弁護士を始めとする法曹有資格者は、平成25年10月時点で48自治体において62名であったものが、平成27年3月現在では、64自治体において合計87名に増加している。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後この分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 自治体の分野では、従来から多くの自治体が顧問弁護士への委嘱を行っているほか、前記のような各地の弁護士会と自治体との連携構築も進んでおり、法曹有資格者の専門性の活用は一定程度広がっているといえる。他方、法曹有資格者を職員として活用することについては、多くの自治体が関心を有しているが、任用に向けた具体的な検討にまでは至っていない。

この原因としては、まず、多くの自治体においては、法曹有資格者の活用を想定している局面としては法律相談や訴訟対応など、従来から外部の弁護士が担っていた業務が中心となっているため、外部の弁護士の活用とは別に法曹有資格者を職員として任用する必要性が薄いと考えていることが挙げられる。また、政策法務等の新たな分野での法曹有資格者の活用が始まってから間もないため、法曹有資格者が自治体の職員として果たし得る役割、法曹有資格者の活用による行政サービスの向上などの効果及び外部の弁護士との役割の違いなどを具体的に示す実例が限られており、法曹有資格者を任用することについて市民の理解を得るに際しての根拠となり得る情報を、任用に関心を有する自治体が十分に蓄積できていないことも挙げられる。

他方、法曹有資格者の側においても、自己の活躍の場としての認識が薄いことに加え、自治体で求められる能力を涵養する機会も十分でないといった問題がある。

(2) 福祉の分野では、前記のような弁護士会の取組が、自治体や福祉機関から一定の評価を得ている。しかし、この分野に関するこれまでの取組は、弁護士会や有志の弁護士による自発的な取組にとどまっているものが多く、自治体や福祉機関から、継続的な施策又は事業として行われるべきものと認識されるには至っていない。福祉の分野において法曹有資格者の活用が進むためには、法曹有資格者の専門性が施策又は事業の中で活用される取組が積み重なることにより、福祉の分野における法曹有資格者の果すべき役割が拡大していくものと考えられる。

(3) 国の機関においては、特定任期付公務員などの形での法曹有資格者の任用は自治体と比べて一定程度進んでいるが、今後、法曹有資格者の活用が更に進むためには、それが法の支配の実効化のために有用であるという認識をより広く共有することや、国の機関で行政等の業務に従事できる専門性を身に付けた適切な人材の養成・確保が重要となる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると、これらの分野で法曹有資格者の活用を一層拡大するためには、以下のような取組を更に進めることが有用である。

- 日本弁護士連合会は、関係機関や自治体等の協力を得て、前記1の取組から明らかとなった、自治体や福祉の分野において弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を、セミナーやシンポジウム等を通じるなどして、実際に弁護士の活用を検討する自治体等との間で共有する取組を実施する。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めるとともに、各自治体や福祉機関等に対し、弁護士の活用に向けて個別的に働きかけることが期待される。

これに併せて、各地の弁護士や弁護士会が、各分野で生じる問題を解決する実績の積み重ねに基づき、自治体や福祉機関の側においても、実際に法曹有資格者を複数活用することで行政サービスの向上等を実現している自治体の例などを参考に、それぞれの規模に応じ、政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策を検討・実施することが期待される。

- 日本弁護士連合会は、関係機関の協力を得つつ、自治体における政策法務や福祉の分野について、弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要とされる能力を涵養し、あるいは経験を共有するための研修等の取組を実施する。各地の弁護士会においても同様の取組を実施することが期待される。

- 最高裁判所においては、法務省の協力を得て、国の機関、自治体及び福祉機関における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。また、これと併せて、法科大学院においても、自治体法務に関するプログラムの設置、自治体におけるエクスターングループ、修了生の就職に関する自治体との連携などに取り組むことが期待される。

- 法務省は、これまでの実績や以上のような取組を通じて得られた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体や福祉機関等の間で共有され、もって法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、日本弁護士連合会、関係省庁、自治体等の協力を得て、必要な連絡協議等の環境を整備する。

企業の分野

1 これまでの取組及び成果について

(1) 企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア 日本弁護士連合会においては、弁護士の求人・求職情報を掲載する「ひまわり求人求職ナビ」の利用企業に対するアンケート等を行い、企業による弁護士の求人・採用の実態を調査した。その結果、企業に採用された弁護士の所属部門は依然として法務部門が多くを占めているが、企業戦略の構築に携わる部門に所属する例も認められた。

また、「ひまわり求人求職ナビ」についてシステムの運用改善のための措置が講じられた結果、月ごとの平均申請件数が増加した。

イ 日本弁護士連合会においては、各経済団体等の協力を得るなどして、弁護士の採用に関する企業向け情報提供会・情報交換会を開催したほか、司法修習予定者等を対象とした企業への就職活動ガイダンスを実施し、さらには、東京三弁護士会による司法試験合格者を対象とした就職合同説明会を実施し、いずれも相当数の参加者・参加企業を得た。

これらの取組を通じ、企業による法曹有資格者の具体的な活用に結びついた例も分科会で紹介された。

ウ 法曹有資格者の能力の涵養については、一部の法科大学院において企業法務等に関する科目の開設や継続教育の取組が実施されている。また、日本弁護士連合会においても弁護士を対象とする研修・セミナーなどを開催した。

法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、企業の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携の上、各経済団体の協力も得て、企業を対象として、司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行い、これまでに複数の企業が司法修習生の受け入れを表明したところである。

(2) 以上のような取組の成果等もあり、企業内弁護士の数は増加傾向にあり、日本組織内弁護士協会の統計によると、平成26年6月には619社において1179名となっており、平成25年の同時期と比較して200名以上増加している。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、企業の分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 前記のような企業や法曹有資格者への情報提供の取組の効果などもあって、企業内弁護士の数は増加を続けており、弁護士を始めとする法曹有資格者を活用することの利点は、企業にも相当程度共有されているといえる。もっとも、実際に企業内弁護士を採用する企業は、大都市圏の大企業が中心と

なっているのが現状であり、企業規模的にも地域的にも、更なる採用の広がりの余地が残っている。

(2) 企業内で勤務する法曹有資格者が担当する業務は、法務に関連するものが中心となっているのが現状である。しかし、法曹有資格者が、企業において求められる素養や能力を養成段階や継続教育等で身に付け、企業内において更に経験を積み重ねることなどを通じ、その法的な専門性を生かして経営戦略の構築などに関与することができるようになれば、企業における法曹有資格者の活躍の場面は、更に広がることが期待できる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及びその成果並びに課題を踏まえると、企業の分野で法曹有資格者の活用を更に拡大するためには、以下のような取組を更に進めることが求められる。

- 日本弁護士連合会は、経済団体等と協力し、企業内弁護士を活用することの有用性や具体的な実績等について、前記1のような形での企業への情報提供並びに企業間及び企業・弁護士間の情報共有の取組を全国各地に広げていく。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待される。
- 日本弁護士連合会は、企業内弁護士の実情に配慮した会内の環境整備について、引き続き検討を進める。これに併せて、各地の弁護士会においても同様の取組が進むことが期待される。
- 日本弁護士連合会は、日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して、その採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態や、キャリアパスに関する情報を調査した上、各種の媒体を通じて、法科大学院を始めとする法曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図る。
- 日本弁護士連合会は、企業のニーズに応じた実践的な研修の強化を図る。また、法科大学院において、企業法務に関する科目の設置、企業におけるエクスターンシップ、法曹有資格者の就職に関する企業との連携などに取り組むことが期待される。
- 最高裁判所においては、法務省の協力を得て、企業における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて、必要な取組を継続することが期待される。
- 法務省は、日本弁護士連合会、経済団体等の協力を得て、これまでの実績や前記のような取組を通じて明らかとなった、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され、この分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、必要な連絡協議等の環境を整備する。

海外展開の分野

1 これまでの取組及び成果について

海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関しては、これまで、以下のような取組が進められてきた。

- (1) 法務省では、平成26年度から、日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において、現地の法執行の状況や、現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき、弁護士に委託して調査を実施してきた。
- (2) 日本弁護士連合会は、日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携の下、各地の弁護士会の協力を得て、海外展開に取り組む中小企業に対し、渉外法律業務に通じた日本の弁護士による法的支援を提供する取組（日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度）を行ってきたところ、これまでに100件を超える支援の申込みがあり、海外展開する中小企業に法的支援のニーズが一定程度あることが明らかとなつた。
- 日本弁護士連合会では、このほかにも、関係省庁等と連携した中小企業等支援の取組や、渉外対応力のある弁護士の育成支援等の取組を進めてきた。
- (3) 外務省は、日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するための方策を検討し、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に委託する取組を平成27年度から実施することとした。
- (4) 一部の法科大学院等においては、学生のみならず弁護士をも対象とした、法律英語や国際紛争解決手続等に関するカリキュラムの策定・開講が進められている。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後、法曹有資格者の海外展開を一層進展させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

- (1) 新興国市場への進出は、政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており、中小企業がこれらの国に海外展開する機会も増加しているものの、多くの中小企業は、海外展開に関する経験が必ずしも豊富ではなく、また、海外展開に当たって直面する法的リスクに関する情報に接する機会も多くない。したがって、多くの中小企業では、海外展開の際に日本の法曹有資格者を活用する利点や、国際的な分野に明るい法曹有資格者へのアクセスの方法に関する知見が乏しい。
- (2) 海外に在留する邦人を法的に保護するという観点からは、現地で邦人保護を担う領事機関との連携、現地の弁護士・関係機関との関係構築等が必要であるが、これらの取組は緒に就いたばかりである。
- (3) 法曹有資格者が国際的な分野の職務に従事するためには、語学、交渉能力、外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要であるが、そのような機会の確保を更に進める必要がある。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると、海外展開の分野で弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を一層拡大するためには、既存の取組を引き続き継続することに加えて、以下のような取組を更に進めることが有用である。

- 日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力し、特に中小企業等の海外展開の際に直面することが想定されるリスクやこれに対する日本の弁護士の具体的な貢献の在り方といった有益な情報について、具体的事例を集積し整理した上で、そこから得られる知見や典型例を共有し、海外展開を予定する企業等に情報提供していく。
- 日本弁護士連合会は、関係機関と協力して、日本の企業等の海外展開支援を始めとする、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために、身近にいる弁護士や関係機関を窓口として、様々な国際的な法務の分野に対応能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することを検討する。
- 法科大学院においては、法律英語に関する講座や、国際的なビジネス法務に関する講座等、国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供に取り組むことが期待される。
- 法務省は、内閣官房に設置され、法務省も構成員となっている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力をを行う。

構成員等及び開催経過

第1 有識者懇談会について

1 構成員

座長 大島 正太郎 元WTO上級委員会委員、株式会社国際経済研究所理事長、東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
 構成員 泉 房穂 明石市長
 岡野貞彦 公益社団法人経済同友会常務理事
 田島良昭 社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事

2 開催経過

第1回（平成25年10月11日）

委員の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大について意見交換

第2回（平成25年11月8日）

各分科会からの結果報告

新たな活動領域で業務を遂行するまでの課題に関する意見交換

第3回（平成26年3月25日）

各分科会における取組の現状及び課題

これまでの取組で明らかとなった課題等に関する意見交換

第4回（平成26年10月24日）

各分科会からの報告及び意見交換

第5回（平成27年2月9日）

各分科会からの取りまとめ骨子（案）の報告及び意見交換

第6回（平成27年5月18日）

各分科会の取りまとめに関する報告

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）」に関する意見交換

第2 各分科会について

1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

(1) 構成員等

座長	田島 良昭	社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事
構成員	泉 房穂	明石市長
	北川 正恭	早稲田大学政治経済学術院教授
	大貫 裕之	中央大学大学院法務研究科教授
	内閣官房	
	法務省	
	日本司法支援センター	
	日本弁護士連合会	
オブザーバー	人事院	
	総務省	
	文部科学省	
	厚生労働省	
	公益社団法人日本社会福祉士会	

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月30日）

構成員等の紹介

国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の報告
及び意見交換

第2回（平成25年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年2月6日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年5月22日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年9月17日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第6回（平成26年11月21日）

試行方策の進捗状況等に関する報告及び意見交換

第7回（平成27年1月26日）

試行方策の進捗状況等に関する報告

内閣官房法曹養成制度改革推進室による調査報告

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第8回（平成27年4月10日）

取りまとめ案に関する意見交換

2 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

(1) 構成員等

座 長	岡 野 貞 彦	公益社団法人経済同友会常務理事
構成員	井 上 由 理	昭和シェル石油株式会社常務執行役員 経営法友会幹事
	片 山 直 也	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授
	内閣官房	
	法務省	
	一般社団法人日本経済団体連合会	
	日本組織内弁護士協会	
	日本弁護士連合会	
オブザーバー	文部科学省	
	経済産業省	

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月29日）

構成員等の紹介

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第2回（平成25年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年1月27日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年3月5日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年6月19日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第6回（平成26年9月9日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第7回（平成26年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第8回（平成27年2月5日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第9回（平成27年4月22日）

取りまとめ案に関する意見交換

3 法曹有資格者の海外展開に関する分科会

(1) 構成員等

座長	大島 正太郎	元WTO上級委員会委員、株式会社国際経済研究所 理事長、東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
構成員	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授
	内閣官房	
	法務省	
	外務省	
	海外業務研究会	
	日本商工会議所	
	日本弁護士連合会	
オブザーバー	文部科学省	
	経済産業省・中小企業庁	
	独立行政法人日本貿易振興機構	

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月15日）

構成員等の紹介

法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の報告及び意見交換

第2回（平成25年11月27日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年1月30日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年5月28日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年9月11日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

日本の弁護士の海外での活動についての報告及び意見交換

第6回（平成26年12月19日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

国の機関における国際交渉等における法曹有資格者の活用の例につき、米谷三以氏
からヒアリング

第7回（平成27年1月27日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第8回（平成27年4月24日）

取りまとめ案に関する意見交換

法曹養成制度改革のための連絡協議体制について
法務省・文部科学省

1 目的

法務省及び文部科学省は、「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)の「第6 今後の検討について」を踏まえ、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進し、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため、両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制を下記のとおり定める。

2 連携体制

法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局は、両部局からなる法曹養成制度改革連携チーム（以下「連携チーム」という。）を構成し、前記推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため、政府内における必要な連携を図ることとする。

3 法曹養成制度改革連絡協議会の開催

法務省及び文部科学省は、前記の目的を達成するため、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は、議事に応じて必要がある場合は、関係府省庁その他の関係機関・団体に出席を求めることができる。

4 協議会の庶務

協議会の庶務は、連携チームにおいて処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、連携チーム及び協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局が協議の上定める。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (3))

施策名	裁判外紛争解決手續の拡充・活性化
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I-2-(3))
達成すべき目標	認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適切な審査を行い、民間紛争解決手続 ¹ の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ² ）数の増加を図る。
目標設定の考え方・根拠	司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） ³ は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。 国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続 ⁴ を選択し、そのサービスを受けることができるようになるためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） II-第1-8-(2)-イ ⁵ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号） ⁶
政策評価実施予定時期	平成32年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	29年度	30年度	31年度
1 活動中の認証紛争解決事業者の総数	140	27年度	148	152	156

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とはいえない状況にある。

そこで、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。

そして、事業者が事前相談を受けてから認証申請に至るまでにはある程度の期間を要することから、本測定指標を用いた評価を3年後とした。

なお、認証紛争解決事業者が有する特殊性に鑑み、認証事業者数の増加のみを目的としてやみくもに勧誘・認証を行うのが相当とは考えられないことなどから、認証申請を検討している者からの相談件数を、参考指標とした。

参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証申請を検討している者からの相談件数	26	24	27	23	集計中	△	△

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施 (平成19年度)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (8百万円)	10百万円	—	1
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
・民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査・指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 ・認証の申請を検討している者を対象として、申請の手続を適正円滑に行うことができるよう、申請書類等を提出する前に、その内容についての相談を行っている。					—

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	10百万円 (8百万円)	10百万円 (8百万円)	10百万円	
				— 百万円

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一

覧」として公表している (<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>)。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）」

II－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「認証紛争解決手続」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。

*5 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

II－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中止等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
(法務省29- (4))

施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るために、法教育を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I-2-(4))
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} 及び部会 ^{*2} （以下「協議会等」という。）を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。
目標設定の考え方・根拠	<p>近年、「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」へ変化していることに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受け、司法を支える国民的基盤を確立するために、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。</p> <p>このような状況にあっては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。</p> <p>また、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。</p>
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・III-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定^{*3}
政策評価実施予定期	平成30年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	29年度
1 協議会等の活動状況	-	-	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校

		における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。
--	--	---

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図り、協議・情報交換等を実施することや、学校における法教育の実践状況等を調査し、同協議会等において、既存の教材の改定や新規教材の作成を行うことが有用であることから、協議・情報交換等を密接に行うこと目標とし、協議会等の活動状況を測定指標とした。なお、平成26年度に行った普通科高等学校における法教育の実践状況調査及び平成27年度に行った普通科以外の高等学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた活動状況となる。

施策の進捗状況（実績）

28年度

—

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
協議会等の開催実績（回）	6	5	7	5	集計中

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）					
		29年度					
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	—	—	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。				

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識、関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから、これらを積極的に実施することを目標とし、その実施状況により達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

—

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法教育授業実施回数（回）	2,261	2,992	3,325	2,947	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①法教育の推進 (一 年度)	14百万円 (9百万円)	14百万円 (6百万円)	10百万円	— 百万円	1,2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、協議会等を開催し、法教育の推進を図るとともに、国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行うものである。 協議会等を開催し、また広報活動を行うことにより、法教育の推進を図ることができる。					—

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	14百万円 (9百万円)	14百万円 (6百万円)	10百万円	

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため、平成27年3月に、法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた現行学習指導要領が完全実施されたことから、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

平成29年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省29- (5))

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (高齢・障害犯罪者に関する総合的研究)
担 当 部 局 名	法務総合研究所総務企画部企画課
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))
政策評価実施予定時期	平成30年8月
評 価 方 式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

我が国は急速な高齢化社会を迎えており、高齢者による犯罪は、高齢者の人口増加を大きく上回る勢いで増加し、平成23年の65才以上の高齢者の一般刑法犯検挙人員は、4万8,637人（20年前の約6.3倍）である。また、65才以上の刑事施設¹入所受刑者人員は、20年前の274人に対し、平成23年は2,028人に増加（高齢者率は20年前の1.3パーセントに対し、8.0パーセントに上昇）している。一方、平成23年の高齢者の仮釈放率は、31.3パーセントと出所受刑者全体（51.2パーセント）より約20ポイント低く、その背景に、適当な帰住先のない者が年々増加していることがあると推測されている。

また、障害者についても、累犯障害者の問題が浮き彫りになり、刑務所が福祉施設の代用と化している実態があるのではないか等の問題が指摘されている。

こうした情勢を踏まえ、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策」では、その重点施策の一つとして「高齢者又は障害者に対する指導及び支援」を掲げており、高齢・障害犯罪者に対する再犯防止対策、とりわけ社会復帰に向けた生活環境の調整や生活基盤の確保等は、喫緊の課題となっている。

高齢又は障害のある犯罪者には、就労し、自立した生活を送ることが困難な者も少なくなく、矯正施設²から出所する高齢・障害者を対象とする特別調整等のように、医療や福祉施設等への橋渡しを含む福祉的支援に重点を置いた社会復帰支援策が実施され始めているほか、検察庁においても、不起訴処分に当たって福祉的支援に橋渡しするなどの新しい取組も試行され始めた。

こうした支援策の改善・強化を含む今後の適切な高齢・障害犯罪者の社会復帰支援策の在り方を検討するに当たっては、支援を必要とする者の実態並びに支援の実施状況及びその有効性を把握する必要がある。しかし、従前の研究等では、まず、支援の対象となるべき者、すなわち、高齢者又は障害者で、医療や福祉等のサービス・支援を必要とする起訴猶予者、執行猶予者、保護観察対象者、矯正施設出所者・出院者等の規模自体明らかでないほか、罪種・手口等や属性ごとの帰住状況や家族関係等を含む生活基盤の確保等に係る実態も全く明らかではない。また、中には、福祉施設等になじまないなど、特定の支援策が有効に機能しない者もいることが推測され、対象者の特性に応じた適切な支援を選択することが求められるところ、罪種や属性等の犯罪者のタイプ別についての特別調整や住居確保支援等の効果の有無と程度も明らかではない。

したがって、高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成26年度から平成27年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 動向分析

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、高齢・障害犯罪者の動向及び処遇状況等を分析する。

(イ) 高齢・障害犯罪者の支援必要者と支援状況の実態調査

一定期間における刑事施設出所者のうち、高齢者及び精神障害者に対し、刑事施設の職員記入等による調査票調査を実施する。

なお、調査票調査については、検察、矯正、更生保護の対象者に対する調査・分析を計画していたが、研究計画を進める中で、「障害者」の範囲を画定するに当たり、刑事施設において精神障害があると診断された者に絞ることが適切と認められたことなどから、刑事施設の対象者を分析することとした。

(ウ) 高齢・障害犯罪者の実態と社会復帰支援策の調査

一定時期において、刑事施設から出所する高齢・精神障害犯罪者を調査対象者として抽出し、調査票により、対象者の属性、犯罪の内容等を調査する。また、対象者に対する処遇状況（特に、特別調整・特別処遇等、医療・福祉的支援の必要性から実施されるものや住居確保支援等）や出所後の帰住状況等を調査する。

さらに、出所等の後、一定期間を経て、調査対象者の再犯状況等に関する追跡調査を実施する。

(エ) 高齢・障害犯罪者の処遇に関する実地調査

矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設等において、高齢・障害犯罪者の処遇の現状を実地調査する。さらに、検察庁において、障害等で医療・福祉的支援を必要とする者に対する支援を含む取組についても実地調査する。

また、イタリアにおける高齢・障害犯罪者の処遇について実地調査する。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、高齢・障害犯罪者及び処遇の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援対策の課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、平成25年8月に評価基準（別紙参照）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（事前評価時の施策名は「法務に関する調査研究（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）」である。）。

(1) 必要性

本研究の対象である高齢・障害犯罪者の再犯防止は、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」を中心とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており、実施の必要性が極めて高く、かつ、高齢者犯罪が増加する中、同総合対策も策定のおおむね5年後を目指し予定されていることなどから、早期に実施する必要性が極めて高いテーマである。また、現在まで本研究に代替する包括的な研究は実施されていない上、本研究のように、検察・矯正・保護関係機関の公的記録等に

基づくデータを使用する手続横断的な研究は、法務総合研究所以外では実施できないと思われるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

本研究における調査対象者の設定については、検察、矯正、保護の各段階における高齢・障害犯罪者を広く調査対象とする上、いずれも一定期間を区切って該当する対象者を抽出するため、適切な規模・範囲の調査対象者を抽出することができる見込みであり、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。他方、調査対象となる「障害者」の範囲については、今後研究計画を進める中で適切に画定する必要があるほか、研究を深めるためには、実施実績数の制約から、統計的な分析になじみにくいものの、不起訴処分等となった検察による福祉的支援等の対象者の追跡調査を検討する余地がある。研究の手法等は、実務経験を有する者が、公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、かつ、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中24点である。

(3) 有効性

本研究は、特別調整等導入後の高齢・障害犯罪者の実態や処遇状況等を包括的かつ実証的に研究するものであり、従来にない研究であることを踏まえると、高齢・障害犯罪者対策、処遇の在り方等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成30年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}

第3 再犯防止のための重点施策

1-(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

6. 備考

*1 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*2 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*3 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。

合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求める能够とするものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用された、又は、今後大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用された、又は、今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用された、又は、今後多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

平成29年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省29- (6))

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (窃盗事犯者に関する研究)
担 当 部 局 名	法務総合研究所総務企画部企画課
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の実施と必要な刑事政策上の提言を行う。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))
政策評価実施予定期	平成30年8月
評 価 方 式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」では、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行すること」が、重点施策として掲げられている。

ところで、窃盗は、刑法犯認知件数の約4分の3を占めており、国民が最も被害に遭いやすく、身近に不安を感じる犯罪の一つであるが、それにとどまらず、犯罪白書等における研究によれば、窃盗事犯者は、5年内再入率等が覚せい剤取締法違反者と同程度に高く、窃盗を繰り返す傾向も認められることなどが明らかになっている。また、再犯防止に向けた総合対策における重点施策の対象である「少年・若年者」、「高齢者」、「女性」といった類型に占める窃盗の割合も全体と比べて目立っている上、例えば、高齢者が万引きを繰り返す実態がある旨の指摘もなされている。さらに、住居や就労の確保も同対策の重点施策とされているところ、平成21年版犯罪白書によれば、窃盗事犯者については、安定した住居や就労が再犯抑止要因であることも指摘されている。有効な再犯防止対策を検討するに当たって、質・量の両面において「窃盗」はその中心的な課題といえる。

窃盗により初めて執行猶予判決を受けた者の再犯状況の調査等を実施した平成21年版犯罪白書では、窃盗事犯者の再犯リスク要因等をある程度明らかにしたもの、窃盗は、手口、動機、背景事情等の点で多種多様な類型にわたっており、それぞれの特性に応じた再犯防止対策をとることが必要と思われるが、同白書を含むこれまでの研究では、こうした、類型ごとの特性に応じた処遇等の対策の在り方を検討するための基礎資料となる再犯リスク等のきめ細やかな実態把握までには至っていない。

さらに、窃盗罪については、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）により、平成18年5月から罰金刑が導入されており、窃盗により懲役刑に処せられる者の相当数が窃盗による罰金前科を経ていることが推測され、再犯に陥る窃盗事犯者の重要な分岐点となり得ていると考えられる一方、罰金に処せられる窃盗事犯者の手口・動機等の犯罪内容、前科前歴、属性等の実態や再犯状況等は全く明らかになっていない。

したがって、罰金に処せられた者を含めた初犯者を中心に、特に再犯率が高い万引き、侵入盗といった、窃盗事犯者の重要類型ごとの実態を明らかにするとともに、類型別の効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「窃盗事犯の重要類型について、初犯者を中心に、その実態を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料

を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成26年度から平成27年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 窃盗事犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、窃盗事犯者の動向及び処遇状況等を分析する。

(イ) 窃盗事犯者の前科・手口別の実態調査

一定期間における、窃盗を主な罪名として罰金以上の刑が確定した者を対象とし、属性、手口、前科、刑の内容等の実態を分析するため、判決・前科調査を実施する。

(ウ) 重要な類型（手口・前科による類型）の実態及び成行き調査

(イ) の結果を踏まえ、(イ) の調査対象者のうち、再犯防止を考える上で重要な類型（手口・前科による類型。初犯者で、手口が「万引き」又は「侵入盗」の類型を想定している。）について、動機や背景事情を含めた犯行態様の詳細を把握するため、刑事確定記録調査を実施する。

さらに、刑確定から一定期間の再犯状況等を調査し、調査対象者の基本的属性（性別、年齢等）、犯行に関する事（動機や背景事情、手口、共犯者の有無、被害額等）、犯罪の進度に関する事（処分歴や罪名等）、生活状況に関する事（初・再犯時や処分後の住居・職業の状況、同居保護者・監督者の有無等）、処遇に関する事（更生緊急保護やその他の措置の実施状況等）などの観点から、再犯リスクの分析を行う。

(エ) (ウ) の調査対象以外の実態及び成り行き調査

(ウ) で対象としていない他の重要な類型に該当する者を(イ)の調査対象者から抽出し、(ウ)と同様の調査を行い、(ウ)で得られた結果と合わせて、再犯リスクの分析を行う。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、初犯者を中心に、窃盗事犯者の類型別の実態を明らかにし、再犯防止策及び処遇の在り方に関する課題と展望を取りまとめて、平成26年版犯罪白書の特集及び法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）の結果を踏まえ、平成25年8月に評価基準（別紙参照）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（事前評価時の施策名は「法務に関する調査研究（窃盗事犯者に関する研究）」である。）。

(1) 必要性

本研究の対象である窃盗事犯者は、再犯防止対策上の重要課題であり、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」を中心とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており、実施の必要性が極めて高く、かつ、その多様な特性に応じた対策を検討する必要から、早期に実施すべきテーマである。また、罰金に処せられた者を含む窃盗事犯の詳細な実態把握や再犯状況等の研究は、今まで実施されていない上、使用するデータの性質に照らし、法務総合研究所以外では実施できないと思われるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

窃盗事犯者は、同種再犯に陥りやすく、初めての刑事処分が再犯防止上の重要な分岐点となると考えられるところ、本研究では、懲役刑だけではなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど、調査対

象の設定は適切なものとなる見込みである。研究を深めるために、起訴猶予処分者等の調査を検討する余地もあるが、抽出やデータ収集上の制約を併せ考慮する必要がある。研究の手法等は、実務経験を有する者が、公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、かつ、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点については、30点中24点である。

(3) 有効性

本研究は、罰金に処せられた者を含む初犯者で、重要な類型の窃盗事犯者及びその再犯の実態等をその特性に応じて明らかにするという、これまでの研究では把握できなかった内容に渡る見込みであるから、窃盗事犯に関する再犯防止施策や処遇等の在り方の検討に大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成30年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*1}

第3 再犯防止のための重点施策

1-(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

6. 備考

- 平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」
- 平成26年版犯罪白書「窃盗事犯者と再犯」

*1 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する。

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。

合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めるができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用された、又は、今後大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用された、又は、今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用された、又は、今後多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (7))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 (II-4-(2))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪^{*1}が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法^{*2}及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の知識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ利用者の急速な増加とコンピュータネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い、サイバー犯罪も年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある。捜査・公判に従事する職員に対して、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させて、職員の捜査・公判能力の向上を図る必要がある。 ・平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画^{*3}が策定され、犯罪被害者施策の一層の充実化が図られているところである。犯罪被害者に対しては、第3次犯罪被害者等基本計画を踏まえた上で、その立場や境遇に配慮した適切な保護・支援を充実させる必要があるところ、検察においても対応する職員の知識や技能の向上に取り組む必要がある。 ・刑事裁判は法と証拠に基づいて行われるものであるところ、証拠収集における一般市民の協力は不可欠のものであり、また、平成21年5月に始まった裁判員裁判は年々社会に浸透しつつあるが、国民にとっては一生に一度経験するかしないかの重大な社会活動であり、依然として、裁判員制度の意義等に関する広報啓発活動は重要である。そこで、広報や法教育の場を利用して、検察の機能や、刑事裁判における検察の役割について、検察官等から講義・説明を行うことで、検察の業務等を国民に正しく理解してもらうことが必要となる。
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの)	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条 <input type="checkbox"/> 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定） V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 <input type="checkbox"/> 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） III-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ^{*4}
政策評価実施予定期	平成30年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）					
		基準年度	29年度				
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	—	—	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況の中、法務検察においては、サイバー犯罪に適切に対処するため東京地方検察庁等にサイバー係検事を置くなどの対策を講じているところ、サイバー犯罪に全国的な規模で適切に対処するためには、捜査・公判活動に従事する職員に対し全国的な規模で研修を実施し、コンピュータネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術的手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する的確な捜査・公判手法を習得させ、また、証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させる必要がある。</p> <p>そこで、サイバー犯罪に適切に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査・公判能力の向上を図ることを目標とした。</p> <p>具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p>							
施策の進捗状況（実績）							
28年度							
—							
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
ネットワークフォレンジック研修 ⁵ 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※）（%）	—	100.0	100.0	92.0	集計中		
デジタルフォレンジック研修Ⅰ ⁶ 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（%）	88.1	95.0	98.3	95.0	集計中		
デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編） ⁷ 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（%）	—	—	96.6	92.0	集計中		

*平成25年度のネットワークフォレンジック研修に係る部分は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）					
		基準年度	29年度				
2 被害者支援担当者の育成	—	—	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							

突然の犯罪により被害者となった方々の置かれた立場や環境は千差万別である。国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国均質である必要があり、また被害者の現状を把握した細やかな対応でなければならない。そのためには、被害者支援担当者（被害者支援員⁸及び被害者支援を担当する検察事務官）の対応能力を磨き、被害者支援の充実を図ることが必要である。

そこで、被害者支援担当者に対し、被害者支援のための諸制度の理解を促して対応技能の習得ができるような研修を全国規模で開催し、能力を向上させることを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

—

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）	88.8	91.3	95.0	94.9	集計中

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）	
			29年度	
3 檢察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	—	—	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民の安全な生活を守るために適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力が不可欠であり、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を 국민に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。

そこで、全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室による検察庁の業務説明や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、活動内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

—

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
広報活動の実施回数（回）	1,135	1,158	1,069	1,029	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①検察庁における司法修習の実施 (平成4年度)	62百万円 (51百万円)	59百万円 (43百万円)	58百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、年度ごとの司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習カリキュラム変更に実効的に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②検察総合情報管理システムの運営 (平成15年度)	1,882百万円 (1,851百万円)	1,638百万円 (1,598百万円)	1,932百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クラウド・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築して全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
③各種犯罪への対応 (一年度)	1,856百万円 (1,696百万円)	1,710百万円 (1,571百万円)	1,635百万円	— 百万円	1,2,3
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図る。				—	
特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。					
国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。					
犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体					

制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。

本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	3,884百万円 (3,641百万円)	3,771百万円 (3,253百万円)	3,701百万円	— 百万円

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

V－第2－3－（1）－オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

III－1－（2）－① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)⁹等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。

なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことという。

*6 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上さ

せることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことを行う。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更した。

*8 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (8))

施策名	矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (II-5-(1))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・ 刑事施設²の総合警備システム³を更新整備する。
目標設定の考え方・根拠	<p>刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。このため、保安事故（逃走、自殺、人為的火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案）を未然に防止するとともに、地震、火災等の天災事変や保安事故発生時に迅速・的確に対応することが求められている。</p> <p>そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）⁴に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。</p> <p>さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具（警棒、拘束衣等）、防災用機器（テント、浄水器等）を整備して有効活用している。</p> <p>このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があって、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであって、保安警備体制を充実させることは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇体制を充実させることにつながる。</p>
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条⁵等 ○矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条等
政策評価実施予定期	平成30年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度～29年度

1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	—	—	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。						
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠									
<p>刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには、刑事施設の各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、保安警備に関する訓練を通じ、対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。</p> <p>そこで、「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として、職員の職務執行力の向上について、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p>									
施策の進捗状況（実績）									
25年度		26年度							
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。		各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。							
27年度		28年度							
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。		—							
参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
管区機動警備隊集合訓練の状況	実施回数（回）	7	8	7	8	8	8	8	集計中
	参加者数（人）	323	329	329	339	343	343	343	集計中
訓練参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（%）		96.9	98.2	95.4	92.9	96.2	97.4	95.9	集計中

測定指標	基準値	年度ごとの目標値				
		基準年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2 総合警備システムの更新整備施設数（施設）	—	—	14	14	22	14
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						

矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。

そこで、「総合警備システムの更新整備施設数（施設）」を測定指標として設定した。

なお、総合警備システムの更新整備に当たっては、基準値、基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定している。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総合警備システムの更新整備施設数（施設）	21	22	17	13	22	14	7	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①矯正施設の保安及び処遇体制の整備 (－年度)	7,275百万円 (6,805百万円)	7,517百万円 (6,890百万円)	7,241百万円	－ 百万円	1, 2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
矯正施設は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという一般行政官庁とは異なる官署であり、これらの矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。					－
矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。					

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②矯正の企画調整の実施 (－年度)	108百万円 (70百万円)	160百万円 (101百万円)	134百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
刑務所、少年刑務所、拘置所の各刑事施設には、刑事施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる刑事施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設観察委員会が設置されている。					－
矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。					

刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	7,594百万円 (7,074百万円)	7,981百万円 (7,282百万円)	7,590百万円	
				一 百万円

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀、工場、廊下、居室、保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は、（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
(法務省29- (9))

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課、少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (II-5-(2))
達成すべき目標	刑事施設 ^{*2} における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所（院）後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>再入者に占める無職者の割合は毎年高い割合で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}において、「社会における「居場所」と「仕事」を作る」ため、「就労の確保」を図ることが、再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており、総合的な再犯防止対策を進めるに当たり、就労支援の充実を図る必要がある。 ・「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*4}において、就労支援の推進が掲げられており、「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施すること」とされている。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<input type="checkbox"/> 子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定） 第3-2-(2)③（施設内処遇を通じた取組等） ^{*5} <input type="checkbox"/> 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第3-2-(2)就労の確保 ^{*6} <input type="checkbox"/> 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） III-3-(2)-②就労支援の推進 ^{*7} <input type="checkbox"/> 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定）3 再犯防止に向けた仕事の確保
政策評価実施予定期	平成30年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年度	28年度	29年度
1 刑事施設における職業訓練の充実度 (受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者率) ※ PFI刑務所 ^{*8} は、その他刑事施設と異なり、民間業者が職業訓練の実施主体であることから、両者を区別して	下記「27年度実績値」	27年度	対27年度増	対28年度増

取り扱っている。							
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>職業訓練により知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。そこで、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定指標とした。</p> <p>ここ数年の職業訓練の実績を見ると、全国の受刑者数が減少している状況などから、必ずしも毎年度の実績値が増加しているとはいえないものの、出所後の就労の安定を図るためにには、より積極的に職業訓練を実施すべきと考えられることから、対前年度増とすることを目標とする。</p>							
過去の実績	年度ごとの実績値						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	職業訓練受講者数（人）	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770	集計中
	職業訓練受講率（%）	5.0	5.5	6.7	7.4	9.2	集計中
	職業訓練の修了者数（人）	2,647	2,883	3,267	3,529	4,204	集計中
参考指標	年度ごとの実績値						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	受刑者数（人）	62,137	59,076	55,750	53,687	51,858	集計中
	測定指標	年度ごとの目標値					
		基準値	基準年	年度ごとの目標値			
28年度				29年度			
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合		14.5	27年	対27年増	対28年増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、平成25年度から全ての刑事施設に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、公共職業安定所との連携の下、就労支援対象者に対して就労支援スタッフによる職業相談や公共職業安定所職員による職業紹介等の支援を実施しているところであり、出所者に占める就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。</p> <p>平成27年において、出所者数に対する就労支援実施人員の割合は14.5パーセントであり、受刑者の出所後の就労の安定を図るために、受刑者の就労意欲の一層の喚起を図るとともに、より多くの受刑者に対して就労支援を実施することが重要と考えられることから、対前年増とすることを目標とする。</p>							
過去の実績	年度ごとの実績値						
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	

就労支援実施人員の割合 (%)	10.9	10.3	10.3	12.2	14.5	集計中
参考指標	年度ごとの実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
刑事施設出所者数 (人)	28,583	27,485	26,535	24,684	23,566	集計中
就労支援実施人員 (人)	3,128	2,829	2,721	3,005	3,413	集計中

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	28年度	29年度
3 少年院における就労支援実施人員の割合	20.8	27年	対27年増	対28年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成26年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は18.9パーセント、保護観察終了時における有職者の割合は74.9パーセントであるところ（注）、保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。平成26年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は19.0パーセントであったところ、対前年増とすることを目標とする。

（注）保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

過去の実績	年度ごとの実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
就労支援実施人員の割合 (%)	15.4	16.6	18.3	19.0	20.8	集計中
参考指標	年度ごとの実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
少年院出院者数 (人)	3,986	3,845	3,948	3,630	3,286	集計中
就労支援実施人員 (人)	614	638	724	689	683	集計中
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合 (%)	70.8	70.5	73.6	74.9	76.0	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		

①受刑者就労支援体制等の充実 (－年度)	639百万円 (623百万円)	796百万円 (777百万円)	862百万円	－ 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
被収容者に対して、就職に必要となる知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。				－	
再入者に占める無職者の割合は高い値で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。					

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②地域生活定着支援の推進 (平成21年度)	545百万円 (530百万円)	648百万円 (638百万円)	493百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
高齢者や身体等に障がいを有する者が、矯正施設を出所（院）後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①支援が必要な対象者の選定、②当該対象者の福祉ニーズの把握、③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続きに対する支援等を行っている。				－	
高齢者や身体等に障がいを有する者は、出所（院）後、短期間のうちに生活苦に陥りやすく、再犯のおそれが高いため、こうした者に対する福祉的な支援は、再犯の防止に資するものである。					

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
③被収容者生活関連業務の維持 (－年度)	26, 237百万円 (25, 715百万円)	25, 897百万円 (25, 624百万円)	25, 091百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
矯正施設において、被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。 ・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等 ・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品等 ・矯正教育、矯正医療等を実施するための資材等				－	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		

④社会復帰に必要な刑務所作業の実施 (－年度)	4,398百万円 (4,304百万円)	4,219百万円 (4,161百万円)	4,092百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号
刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。					－

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤留置施設の維持管理に係る実費償還 (－年度)	5,328百万円 (5,326百万円)	5,390百万円 (5,390百万円)	5,203百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号
被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年法律第11号）に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。					－

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	48,041百万円 (47,345百万円)	47,926百万円 (47,525百万円)	46,633百万円	
－ 百万円				

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）を踏まえ、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続できるよう、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として策定された。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となつた的確な犯罪対策により良好な治安を確保する

ことにより、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指し策定された。

- *5 子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3－2（2）③（施設内処遇を通じた取組等）

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

- *6 「再犯防止に向けた総合対策」第3－2－（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

- *7 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者の就労や職場定着の方策について検討する。

- *8 「PFI刑務所」

PFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (10))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な運営に必要な民間委託等 ^{*2} の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (II-5-(3))
達成すべき目標	PFI手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、PFI刑務所 ^{*3} 等においても、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）^{*4} ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）^{*5} ○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更）^{*6} ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）^{*7} ○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成28年6月28日改定）^{*8} ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）2-（2）【就労支援対策の充実・強化】^{*9} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）第3-2-（2）就労の確保^{*10}
政策評価実施予定期	平成32年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	29年度～31年度
1 PFI刑務所における職業訓練の充実	—	—	PFI刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、PFI刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとし			

た。

施策の進捗状況（実績）								
28年度	29年度			30年度				
—	—				—			
参考指標	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
PFI刑務所における受刑者数（人）	4,735	4,612	4,405	4,248	集計中	—	—	
職業訓練受講者数（人）	7,913	7,203	9,601	9,665	集計中	—	—	
職業訓練受講率（%） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%）	167	156	218	228	集計中	—	—	
職業訓練修了者数（人）	7,648	6,926	9,360	9,284	集計中	—	—	
資格・免許等の取得者数（人）	1,287	1,334	1,407	1,512	集計中	—	—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①刑事施設の民間委託運営 (－年度)	4,384百万円 (4,322百万円)	4,625百万円 (4,584百万円)	4,291百万円	— 百万円	
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
刑事施設においては、平成12年以降の受刑者の急増、とりわけ、暴力団関係受刑者、薬物性精神疾患受刑者、高齢受刑者、外国人受刑者等の増加に伴い、刑務官等に過重な業務負担を強いられる状況になり、刑務官の増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって、必要な刑務官の増員が十分得られない状況にあった。そこで、刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、刑事施設における公権力に関わる業務の一部についても公共サービス改革法を活用して民間委託を行うことで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②PFI刑務所の運営 (平成17年度)	11,676百万円 (11,618百万円)	11,699百万円 (11,588百万円)	11,699百万円	— 百万円	1
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号

施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、美祢社会復帰促進センター（平成19年4月運営開始、事業期間20年）、島根あさひ社会復帰促進センター（平成20年10月運営開始、事業期間20年）を整備し、また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター（いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年）の運営を開始することで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。

改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	16,060百万円 (15,941百万円)	16,324百万円 (16,173百万円)	15,990百万円	— 百万円

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*4 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るために措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*6 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*7 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一體の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*8 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成28年6月28日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府

が講すべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

2－（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*10 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3－2－（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (11))

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課、観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上 の位置付け	更生保護活動の適切な実施 (II-6-(1))
達成すべき 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム^{*2}を効果的に実施し、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図ることによって、保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって、保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等^{*3}を活用した自立支援を積極的に実施することによって、行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促す。
目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・刑の一部の執行猶予制度^{*4}により一定期間社会内処遇を受けることとされた薬物依存の問題等を有する保護観察対象者を始めとし、反復性のある特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者について、その改善更生を図り再犯を防止するためには、認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い、犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが重要である。そのため、保護観察所で実施している薬物再乱用防止プログラムを始めとする専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。 ・保護観察対象者の再犯率について、無職者は有職者に比べて高水準であり、安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに、保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから、就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・保護観察対象者等が自立更生を果たすためには、住居を含めた生活基盤を確保し、自立に向けた働き掛けをする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく、自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため、更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。 ・犯罪をした者や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを図るために、地域社会の理解と協力が不可欠である。そのため、国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促進する必要がある。
施策に關係す る内閣の重 要政策（施政方 針演説等のう ち主なもの）	<input type="checkbox"/> 更生保護法（平成19年法律第88号） ^{*5} <input type="checkbox"/> 更生保護事業法（平成7年法律第86号） ^{*6} <input type="checkbox"/> 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） ^{*7} <input type="checkbox"/> 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） ^{*8} <input type="checkbox"/> 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定） ^{*9}

政策評価実施 予定期間	平成32年8月
----------------	---------

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年	29年	30年	31年
1 専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者 ^{*10} 者の割合（%）	7.9	—	7.9未満	7.9未満	7.9未満

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察所では、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムとして、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムを実施しており、これらのプログラムを効果的に運用することで、プログラム受講者の再犯防止を図ることが重要であることから、その達成状況を測定するための指標として、プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合を設定した。

なお、専門的処遇プログラムの中には、導入後十分な期間が経過していないものや、内容を新たに見直したものもあり^{*2}、過去の実績ではプログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合も一定ではない。また、過去3年間のプログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合の平均値は7.9パーセントとなっている。そこで、プログラムが保護観察対象者の再犯防止及び改善更生に効果を上げているとするには、この水準を下回る状態を維持し続けることが適当であると考え、目標年を平成31年とし、7.9パーセント未満を目標値として設定した。

過去の実績	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合（%）	4.3	8.1	8.4	7.2	集計中	△	△
参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
専門的処遇プログラム終了者数（人）	2,598	2,273	2,612	2,621	集計中	△	△
専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数（人）	112	184	219	190	集計中	△	△

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年度	29年	30年	31年
2 保護観察終了者に占める無職者 [*] の割合（%）	集計中	28年	対28年減	対29年減	対30年減

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とした。

本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であるから、目標年を平成31年とし、同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。

保護観察対象者等の就労を確保するためには、協力雇用主^{*11}の拡大を図ることが不可欠であるから、協力雇用主の数を参考指標とした。

保護観察対象者等の就労状況とも関連することから、雇用情勢を示す指標として、完全失業率^{*12}を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
保護観察終了者に占める無職者の割合（%）	24.0	22.3	21.6	21.9	集計中	△	△
参考指標	年ごとの実績値						
保護観察終了者数（人）（※職業不詳の者を除く）	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	36,941	35,038	33,807	32,877	集計中	△	△
保護観察終了者のうち無職者数（人）	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	8,873	7,808	7,317	7,184	集計中	△	△
協力雇用主の数（※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
	11,044	12,603	14,488	16,330	集計中	△	△
完全失業率（%）（※年平均）	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	4.3	4.0	3.6	3.4	集計中	△	△

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）				
		基準年度	29年度～31年度			
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	—	—	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受け入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。			
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
社会内において、行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、個々の問題や必要に応じ、様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保するこ						

とが重要であることから、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成31年度とし、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設や自立準備ホーム^{*13}において積極的に受け入れを図ることにより、その生活基盤を確保することを目標とした。

具体的には、社会における多様な生活基盤の確保という観点から、下記参考指標の実績値を含め、更生保護施設及び自立準備ホームの活用状況等を分析することにより、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）

28年度	29年度		30年度			
—						
参考指標	年度ごとの実績値					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	10,587	10,263	10,092	10,179	集計中	
自立準備ホームの登録事業者数（事業者）	236	289	332	365	集計中	
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	1,181	1,278	1,497	1,517	集計中	

施策の進捗状況（目標）

測定指標	基準	29年度～31年度	
		基準年度	
4 犯罪予防活動の推進状況	—	—	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めるに加え、その時々のニーズに応じた情報を国民に対して提供することが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成31年度とし、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、犯罪予防活動を推進することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を踏まえ、犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）

28年度	29年度		30年度	
—				

参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
作文コンテスト参加学校（校）	8,580	8,986	9,224	9,542	10,106		
作文コンテスト応募作品数（作品）	249,552	279,732	290,090	308,818	329,994		
“社会を明るくする運動”推進委員会 ^{*14} の構成機関・団体数（団体）	30,109	30,077	29,772	29,920	集計中		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①更生保護施設整備事業 ^{*15} への補助 (平成6年度)	155百万円 (155百万円)	119百万円 (112百万円)	665百万円	— 百万円	3
達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助する。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②就労支援事業への補助 (平成18年度)	31百万円 (30百万円)	31百万円 (30百万円)	27百万円	— 百万円	2
達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号
身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助する。					—
就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図る。					

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
③保護観察の実施	10,346百万円	10,617百万円	10,759百万円	—	1

(－年度)	(9,834百万円)	(10,410百万円)		百万円	
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者等に対し保護等が必要な場合の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進する。					－

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
④犯罪予防活動の促進 (－年度)	647百万円 (598百万円)	696百万円 (619百万円)	701百万円	－ 百万円	4
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。 犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会（中央、都道府県及び市区町村等を単位として構成される。）によって、小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。					－

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤仮釈放等審理の実施 (－年度)	71百万円 (47百万円)	55百万円 (47百万円)	54百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等審理（以下「審理」という。）を適正に実施して、収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより（仮釈放等の期間中は保護観察に付される），これらの者の再犯又は再非行を防止し、円滑な社会復帰と改善更生を促進する。 審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。					－

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		

⑥自立更生促進センターの運営 (平成19年度)	120百万円 (116百万円)	118百万円 (118百万円)	139百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
親族や民間の更生保護施設では受け入れ困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所（保護観察所に附設）を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。				—	
特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置しており、これらは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。					

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	83百万円 (80百万円)	85百万円 (79百万円)	87百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
犯罪被害者等基本計画に基づき、地方更生保護委員会及び保護観察所において、犯罪被害者等の希望に応じて、(i) 仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii) 犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii) 加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び(iv) 犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。				—	
これらの施策は、犯罪被害者等に十分配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。					

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	430百万円 (411百万円)	344百万円 (334百万円)	515百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、保護司に関する各事務処理に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピュータシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。				—	
現在は、同システムを全国の地方更生保護委員会や保護観察所で運用しつつ、業務改善効果を期待して計					

画的にシステムの最適化を図ることとしており、平成29年度は、引き続き一定の機器の集約化を行うこととしている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	11,883百万円 (11,271百万円)	12,065百万円 (11,749百万円)	12,947百万円	－ 百万円

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生保護法第85条による更生緊急保護対象者

*2 「専門的処遇プログラム」

性犯罪、薬物犯罪、暴力犯罪、飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、こうした犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム。

性犯罪者処遇プログラムは、平成18年4月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは、平成20年6月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」として実施。その後、平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め、平成28年6月からは、特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し、教育内容を充実させて、現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは、平成20年6月から実施。その後、平成27年4月に、暴力犯罪と関連する問題性（DV（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは、平成22年10月から実施。

*3 「更生保護施設等」

更生保護施設、自立準備ホーム^{*13}

*4 「刑の一部の執行猶予制度」

平成25年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により、刑の一部の執行猶予制度が新設され、平成28年6月から施行されている。

刑の一部の執行猶予制度の導入により、裁判所は、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内に禁錮以上の刑に処されたことがない者等に対し、3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるようになった（その猶予の期間中、保護観察に付することができる）。また、薬物使用等の罪を犯した者に対しては、禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内の場合であっても、裁判所は、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、薬物使用等の罪等について言い渡す3年以下の懲役又は禁錮の刑の一部の執行を猶予することができるようになった（この場合、その猶予の期間中、保護観察に付さなければならぬ。）。

*5 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

*6 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個

人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*7 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第3－2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3－2－(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3－2－(2) 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3－4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*8 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ－3－(1)－⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ－3－(2)－① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。

・Ⅲ－3－(2)－② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム¹⁶を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ－3－(6)－② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters Movement）会¹⁷の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*9 「「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ－3－(2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

・Ⅳ－3－(1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の推進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

・V－1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”的一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流することと等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容をわかりやすく発信する取組を推進する。

*10 「仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者」

プログラム終了事由が、再犯又は遵守事項違反による仮釈放若しくは保護観察付執行猶予の取消しである者。

*11 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

*12 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなくて調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者）の割合を指す。

*13 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所。

*14 「“社会を明るくする運動”推進委員会」

“社会を明るくする運動”は、法務省主唱のもと、本運動の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進しており、中央と都道府県及び市区町村等を単位とする“社会を明るくする運動”推進委員会を設置している。

*15 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助するもの。

*16 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等

*17 「BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (12))

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰
担当部局名	保護局総務課
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 (II-6-(2))
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察 ^{*2} を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。
目標設定の考え方・根拠	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ^{*3} （平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的としている。 医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適正かつ円滑に実施する必要がある。そのため、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。また、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議 ^{*4} を実施して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めながら、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
政策評価実施予定期間	平成30年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値				
		基準年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 ^{*5} （医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。）を受	-	-	23年度～25年度の平均値超	24年度～26年度の平均値超（ただし、本平均値が26年度	25年度～27年度の平均値超（ただし、本平均値が27年度	26年度～28年度の平均値超（ただし、本平均値が28年度

けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合			の目標値よりも低い場合は、26年度の目標値超。)	の目標値よりも低い場合は、27年度の目標値超。)	の目標値よりも低い場合は、28年度の目標値超。)
---------------------------------	--	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

社会復帰の準備が整った者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、裁判所に対し速やかに処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けている。

また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要性が認められなくなった者である。

このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者は、いずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できる。

よって、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。）を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。

目標値については、社会復帰を実現したと評価できる者の割合の増加を図っていく趣旨から、平成29年度までの各年度において、過去3年間の平均値を超える値（ただし、本平均値が前年度の目標値よりも低い場合は、前年度の目標値超。）とした。これは、過去の実績値を見ると、平成19年度に7.9パーセントであったものが平成20年度に13.1パーセント、平成23年度に21.9パーセントであったものが平成24年度に26.3パーセントとなるなど大幅に増加している年度があり、今後も単年度で同様の大幅な増加があり得ることを考慮し、一定期間の実績値の平均値を目標値とすることにより適正な評価が実施できるようにしたものである。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数(人)	50	56	50	57	44	70	72	集計中
期間満了により精神保健観察を終了した者の数(人)	62	87	109	141	124	134	129	集計中
精神保健観察事件年間取扱件数(件)	608	699	725	754	765	822	881	集計中
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(%)	18.4	20.5	21.9	26.3	22.0	24.8	22.8	集計中
参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ケア会議の開催回数（回）	1,978	2,178	2,505	2,673	2,860	3,180	3,683	集計中

達成手段	予算額計（執行額）	29年度当初	関連する
------	-----------	--------	------

(開始年度)	26年度	27年度	28年度	予算額	指標
①医療観察の実施 (平成17年度)	259百万円 (226百万円)	255百万円 (229百万円)	246百万円	百万円	1
達成手段の概要等				平成29年行政事業 レビュー事業番号	
保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、その社会復帰を促進している。				—	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	259百万円 (226百万円)	255百万円 (229百万円)	246百万円	

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は、その通院期間中、精神保健観察に付されることとされ、保護観察所は、当該対象者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、その者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り、継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている（医療観察法第106条）。

*3 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（第1条第1項）。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

*5 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており（医療観察法第54条第1項）、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (13))

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (II-7-(1))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持している。したがって、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として恐怖感・不安感を抱いており、その恐怖感・不安感を払拭する必要がある。については、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）^{*3}の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することを目標とした。 ・北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。については、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）^{*4}等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するとともに、情報収集及び分析・評価能力を向上させることを目標とした。
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*5} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条 ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条 ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪

	<p>等・国際テロ対策推進本部決定)^{*12} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13} ○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14} ○第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）^{*15} ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）^{*16} ○サイバーセキュリティ2016（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*17} </p>
政策評価実施予定期	平成30年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）				
		基準年度	29年度			
1 教団の活動状況及び危険性の解明	—	—	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。			
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適當である。そこで、測定指標として、「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には、立入検査の実施回数、施設数、動員した公安調査官数、立入検査等により判明した事項等から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。						
施策の進捗状況（実績）						
28年度						
—						
参考指標	年度ごとの実績値					
	24年度	25年度	26年度	27年度		
立入検査の実施回数等	実施回数	17	20	21	25	集計中
	施設数	47	27	56	33	集計中
	動員数	677	554	808	555	集計中

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年度	29年度	
2 地域住民との意見交換会の実施回数	42.4 (速報値)	—	42.4回（速報値）以上実施	

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠								
<p>教団施設の周辺に居住する地域住民との意見交換会を実施することは、団体規制法に基づく調査の一環として、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで、測定指標として「地域住民との意見交換会の実施回数」を設定し、過去5年の実施回数を考慮した42.4回（速報値）以上実施することを目標とした。</p> <p>なお、実施回数は、教団の活動状況等により変動し、実施回数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年の実施回数の平均値を考慮して設定した。</p>								
過去の実績	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	42	51	45	46 (速報値)			
	過去5年の平均実施回数	35	43.2	44	45 (速報値)			
測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）						
		基準年度	29年度					
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	—	—	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠								
<p>我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうかを測ることが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、提供情報の正確性、適時性、迅速性の度合いを評価する。</p>								
施策の進捗状況（実績）								
28年度								
—								
参考指標	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
ホームページへのアクセス件数	フロントページへ	170,139	241,486	402,213	346,365 集計中			

	のアクセス件数					
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	—	—	2,873,829	2,716,924	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (昭和27年度)	470百万円 (467百万円)	538百万円 (531百万円)	549百万円	—	3
達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号
破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	20百万円 (19百万円)	21百万円 (20百万円)	22百万円	—	1, 2
達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号
団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	158百万円 (154百万円)	147百万円 (146百万円)	390百万円	—	1, 2, 3

達成手段の概要等	平成29年行政事業 レビュー事業番号
<ul style="list-style-type: none"> ・当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに、データベース化して共有するものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。 ・調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析業務の迅速化・合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。 	—

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	2,244百万円 (2,235百万円)	2,332百万円 (2,323百万円)	2,498百万円	— 百万円

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

(資料提供等)

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をわなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・ 2－（2）－① 対外人情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・ 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・ III－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）－⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）－② 日本版NCFTA^{*18}の創設

・ III－2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）－① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）－① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）－④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）－① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）－② 在外公館における警察アタッシュエ^{*19}、防衛駐在官等の体制強化

（5）－③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）－⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）－⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

（6）－① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

- ・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといつても過言ではない。
- ・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

- ・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、ISILが日本をテロの標的として名指している中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。
- ・我が国では、来年5月の伊勢志摩サミットのほか、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。
- ・政府は、（中略）「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対

策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期すこととする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）」

- ・先般、北朝鮮が核実験を強行したことは、断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり、国際社会と連携して、断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫きながら、拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。
- ・国民の命と平和な暮らしを守り抜くという政府の最も重い責任を、しっかりと果たしてまいります。
- ・国際社会と共にテロとの闘いを進めます。水際対策の強化など国内のテロ対策、危機管理を強化し、安全の確保に万全を期してまいります。

*16 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大

①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と世界への日本の発信の最高の機会である。その開催に向け、「2020年東京オリンピック・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」等に基づき、関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮、競技力強化、オリンピック・パラリンピックムードメントの普及など大会の円滑な準備を進める。

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 外交、安全保障・防衛等

①外交

日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に、G7伊勢志摩サミットや第6回アフリカ開発会議等の成果の着実な実施を含むグローバルな課題解決への貢献、在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化、我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化（中略）に積極的に取り組む。

②安全保障・防衛等

我が国を取り巻く安全保障環境が年々厳しさを増していることを踏まえ、国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等をより一層強化し、戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進する。

(2) むらしの安全・安心（治安、消費者行政等）

①治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため、「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策・カウンターインテリジェンス機能の強化、組織犯罪対策、密輸対策、保護観察実施体制や薬物依存症治療拠点の整備を含めた薬物対策、人身取引対策、児童の性的搾取、児童虐待、ストーカー、配偶者暴力、性犯罪、特殊詐欺等への対策や不法滞在対策等を引き続き講ずる。（中略）

特に、「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」等に基づき、

各種テロ対策を着実に推進する。あわせて、「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、サイバーセキュリティの確保に取り組み、個人情報の保護や政府が保有する情報の適正な管理にも万全を尽くす。

(中略) 治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化や、外国語、外国文化に精通した人材の確保、養成など国際的対応力の強化を図るとともに、アジアを中心とした法制度整備を支援する。

*17 「サイバーセキュリティ2016（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

3. 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障

3. 1. 我が国の安全の確保

(1) 対処機関の能力強化

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

3. 2. 国際社会の平和・安定

(3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバー空間における国際テロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

3. 3. 世界各国との協力・連携

(カ) 警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*18 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた検査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*19 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (14))

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課、民事第一課、民事第二課、商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ-9-(1))
達成すべき目標	・登記所備付地図の整備を地図混亂地域 ^{*1} を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・登記事項証明書等発行請求機の利用を促進する。
目標設定の考え方・根拠	・登記所備付地図は、法務局（登記所）が、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界（筆界）を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については、都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから、平成15年6月、内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出された。これを契機として、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004以降、政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており、平成28年度においては「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「日本再興戦略」2016（平成28年6月2日閣議決定）に「登記所備付地図の整備」等が明記される等、その重要性が広く認識されてきているところであり、国民の財産の保全を図るために、同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。 ・不動産登記及び商業・法人登記の登記事項証明書等の交付については、請求書に必要事項を記入して請求する方法のほか、登記所 ^{*2} に設置されている登記事項証明書等発行請求機（以下「証明書発行請求機」という。）を利用者が操作して請求することも可能であるところ、証明書発行請求機を利用した場合には、請求書及び証明書が自動で作製され、交付までの待ち時間が短縮されるため、利用者の利便性が向上することから、証明書発行請求機の利用を促進していく必要がある。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針） ^{*3} ○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定） 第Ⅱ部-1-(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進 ^{*4} ○国土強靭化基本計画（平成26年6月3日閣議決定） 第3章-2-(12) 土地利用（国土利用） ^{*5} ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 第2章-3-(3) ストックを活用した消費・注意喚起 ^{*6} ○「日本再興戦略」改訂2016（平成28年6月2日閣議決定） 中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」 ^{*7} ○都市再生基本方針（平成28年8月24日閣議決定） 第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等 ^{*8}
政策評価実施	平成33年8月

予定時期

測定指標	基準値	年度ごとの目標値				
		基準年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	—	—	26	26	23	23

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地区（DID）の地図混亂地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災県においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から、以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進することとしている。

- ① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定
- ② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定
- ③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定

そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、上記計画に基づいて定められている平成29年度から平成32年度までの作業実施予定面積を目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	17	17	17	18	集計中			

測定指標	基準値	年度ごとの目標値				
		基準年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合（%）	—	—	—	—	—	52

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

証明書発行請求機については、平成27年度法務省行政事業レビューの公開プロセスにおいて、利用率の向上を図るべきであるとの評価がされ、これを受けて、平成28年度から、行政事業レビューシートにおいて、

登記所内に設置されている証明書発行請求機の利用率について、現行の登記事項証明書の交付事務等の委託契約の終了年度である平成32年度までに52%以上とするとの成果目標を設定している。そこで、測定指標を証明書発行請求機の利用率とともに、目標年度を平成32年度、目標値を52%以上とした。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数 ⁹⁾ のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合（%）	21.8	25.5	30.8	34.1	集計中			
参考指標	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数（万件）	2,656	3,035	2,878	2,729	集計中			
登記所内において証明書発行請求機により請求された証明書の発行件数（万件）	580	774	886	931	集計中			

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	2,437百万円 (2,311百万円)	2,758百万円 (2,618百万円)	3,847百万円	— 百万円	1
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
法務局（登記所）が、登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、国民の財産の保全を図るとともに、都市再生の円滑な推進等に寄与する。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度)	7,397百万円 (7,296百万円)	7,389百万円 (7,342百万円)	7,403百万円	— 百万円	2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	20,559百万円 (20,436百万円)	18,390百万円 (17,981百万円)	19,806百万円	一 百万円	一
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とする。					一

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	3,516百万円 (3,416百万円)	3,460百万円 (3,383百万円)	2,160百万円	一 百万円	一
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求等の登記関係手続について、インターネットを利用したオンラインによる申請（請求）を行うことを可能とする。					一

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	7,652百万円 (7,549百万円)	7,423百万円 (7,262百万円)	6,860百万円	一 百万円	一
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面を電子化し、コンピュータシステム（地図情報システム）を用いて処理することにより、登記所における地図管理業務の適正かつ効率的な遂行を可能とする。また、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記情報と地図情報の一体的な処理を可能としつつ、インターネットを利用した地図等及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にする。					一

達成手段	予算額計(執行額)	29年度	関連

(開始年度)	26年度	27年度	28年度	当初予算額	する指標
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	285百万円 (271百万円)	319百万円 (296百万円)	275百万円	一 百万円	一
達成手段の概要等				平成29年行政事業 レビュー事業番号	
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				一	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	1,300百万円 (1,197百万円)	1,651百万円 (1,543百万円)	1,881百万円	一 百万円	一
達成手段の概要等				平成29年行政事業 レビュー事業番号	
登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの安定的な運用・管理を行う。				一	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑧動産・債権譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	483百万円 (473百万円)	299百万円 (297百万円)	266百万円	一 百万円	一
達成手段の概要等				平成29年行政事業 レビュー事業番号	
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記システム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。				一	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	331百万円 (330百万円)	377百万円 (373百万円)	313百万円	一 百万円	一
平成29年行政事業					

達成手段の概要等	レビュー事業番号
成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。	—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
⑩登記事務の運営 (－年度)	4,238百万円 (4,023百万円)	4,538百万円 (4,396百万円)	4,695百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。					—

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	50,812百万円 (49,854百万円)	49,230百万円 (48,055百万円)	50,313百万円	
— 百万円				

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 登記所

平成29年1月1日現在、417庁のうち119庁の登記所に証明書発行請求機を設置している。

*3 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」

国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

*4 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」

第Ⅱ部－1－(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進

登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。

*5 「国土強靭化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）」

第3章－2－(12) 土地利用（国土利用）

地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」

第2章－3－(3) ストックを活用した消費・投資喚起

登記所備付地図の整備

- *7 「「日本再興戦略」改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）」
中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」
登記所備付地図作成作業の推進
- *8 「都市再生基本方針（平成28年8月24日閣議決定）」
第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
- *9 証明書の発行件数
登記事項証明書、印鑑証明書及び地図・図面証明書の発行件数。ただし、オンラインにより請求されたもの及び国又は地方公共団体等の職員が職務上請求したものについては、証明書発行請求機による請求の対象外であるため、除いている。参考指標における証明書の発行件数についても同様である。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (15))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局民事第一課、商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ-9-(2))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るために、オンラインによる供託手続を推進する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図るとともに、平成21年1月1日の改正国籍法^{*3}施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。 ・戸籍は、日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう、市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。 ・供託は、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり、国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで、供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに、業務処理の適正化を図るために、オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定） <ul style="list-style-type: none"> 1(1) 国のIT化・業務改革（BPR）の更なる推進^{*4}
政策評価実施予定期間	平成30年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
------	----	-------------

		基準年度	29年度									
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	—	—	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。									
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠												
帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。また、国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法（平成21年1月1日施行）及び国籍法施行規則（昭和59年法務省令第39号） ^{*5} の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を親密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。												
そこで、下記参考指標の実績値を含め、帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。												
施策の進捗状況（実績）												
28年度												
—												
参考指標				年ごとの実績値								
				24年	25年	26年	27年					
帰化許可申請数（人）				9,940	10,119	11,337	12,442					
帰化許可者数（人）				10,622	8,646	9,277	9,469					
帰化不許可者数（人）				457	332	509	603					
改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）				1,137	1,030	1,131	1,089					
				集計中	集計中	集計中	集計中					

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）			
			29年度			
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	—	—	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。			
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。						

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、市区町村からの受理又は不受理の照会等⁶への対応状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

—

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年	25年	26年	27年	28年
市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	2,677	2,449	2,327	2,021	集計中
市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁷ の延べ実施日数（日）	597	617	588	605	集計中
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,119	10,194	9,959	9,643	集計中
現地指導実施回数 ⁸ （回）	1,819	1,824	1,840	1,796	集計中
現地指導実施率 ⁹ （%）	96	96	97	95	集計中

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年度	29年度	
3 供託手続のオンライン利用率の向上	集計中	28年度	対28年度増	

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、供託規則（昭和34年法務省令第2号）の改正¹⁰を行うとともに、登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書原本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。

これらのこと踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の効率化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率¹¹の向上を設定し、平成29年度のオンライン利用率について、平成28年度実績より向上させることを目標とした。

なお、オンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件¹²の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による平成28年度のオンライン申請率を基準値とすることとした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度

大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率 (%)	12.3	17.9	17.3	17.7	集計中
参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数 (件)	70,560	96,068	89,805	91,343	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①国籍・戸籍事務等の運営 (－年度)	966百万円 (942百万円)	1,071百万円 (1,050百万円)	1,065百万円	— 百万円	1,2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分 関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②供託事務の運営 (明治24年度)	931百万円 (914百万円)	954百万円 (916百万円)	907百万円	— 百万円	3
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業 の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権 債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判 ・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や 取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。					—

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	1,834百万円 (1,792百万円)	1,956百万円 (1,904百万円)	1,922百万円	

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

　法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「改正国籍法」

　出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*4 世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

1(1) 国のＩＴ化・業務改革（ＢＰＲ）の更なる推進

○オンライン手続の利便性向上

「オンライン手続の利便性向上の向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取組を推進する。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

　国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

　市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

　法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

　法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

　現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託規則の改正」（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）の主な内容

①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、
③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする。

*11 「供託手続におけるオンライン利用率」

　オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*12 「大量供託事件」

　ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

　平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件、平成27年度において、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が43,169件あった。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (16))

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上 の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ-9-(3))
達成すべき 目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないよう、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の態勢整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢整備の不備が認められる場合は、その是正を図る。
目標設定の 考え方・根拠	<p>債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）¹⁾第22条は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定している。</p> <p>債権回収会社への立入検査を実施することは、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段といえるので、適時適切に立入検査を実施する必要がある。</p> <p>立入検査において業務運営等に問題点が認められた場合には、当該債権回収会社に対し、問題点の指摘を行い、当該問題点（指摘事項）について自主的かつ有効的な改善措置を求めた上で、次回の立入検査において指摘事項の改善の有無について検査することにより、業務の適正な運営の確保を図る必要がある。</p>
施策に関する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なもの)	○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）
政策評価実施 予定時期	平成32年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	29年度	30年度	31年度
1 債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	—	—	26年度～28年度の平均値	27年度～29年度の平均値	28年度～30年度の平均値
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。特に、債権回収会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握する必要があることから、複数の事業所に対して立入検査を実施することがある。</p> <p>そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられることから、これを選定した。</p> <p>目標値については、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するため、より積極的に立入検査を実施すべきと考えられるが、立入検査を担当する債権回収検査官の人員、予算等から、1年間に可能な立入検査の実施回数及び日程数が限られることを考慮し、過去3年分の平均値を目標値とした。</p>					

もっとも、立入検査は数多くの債権回収会社に対して実施する必要性もあることから、参考指標として、債権回収会社に対する立入検査の実施率（実施会社数÷営業会社数×100）を選定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	52	63	49	55	集計中	△	△
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する立入検査実施率（%）	41.7	40.9	43.2	45.3	集計中	△	△

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年度	29年度	30年度
2 債権回収会社に対する対象指摘事項 ² の改善率（自主的改善率）（%）	—	—	対前年度増	対前年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				

監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じてサービス法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが、他方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要である。

そこで、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組を促進することを目的として、前回立入検査における対象指摘事項につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主的改善率＝改善された対象指摘事項数÷前回立入検査における対象指摘事項数×100）を指標とした。

目標値については、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図るために、自主的改善率の更なる向上が有効的であると考えることから、対前年度増とした。

また、債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から、参考指標として、債権回収会社に対する全指摘事項の改善率、立入検査における指摘事項数及び行政処分件数を選定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率（%）	87.0	73.3	90.9	95.0	集計中	△	△
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する全指摘事項の改善率（%）	78.3	71.9	90.6	94.4	集計中	△	△
債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数（件）	58	38	28	28	集計中	△	△
債権回収会社に対する行政処分件数（件）	1	0	1	0	集計中	△	△

--	--	--	--	--	--

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①債権管理回収業の審査監督 (平成11年度)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (7百万円)	10百万円	— 百万円	1,2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発出するなどの監督事務を行っている。					—
<p>債権回収会社に対する立入検査に関しては、支店等を含め、可能な限り数多くの事業所への立入りを行うことにより、効果的な立入検査の遂行に努めている。</p> <p>また、立入検査指摘事項に対し、当該会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でないと認められる場合は更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させていく。</p>					

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	10百万円 (8百万円)	10百万円 (7百万円)	10百万円	— 百万円

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第1条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和24年法律第205号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービス法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書等に関する指摘事項（同法第15及び16条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、特に①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (17))

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防		
担当部局名	人権擁護局総務課、調査救済課、人権啓発課		
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。		
政策体系上の位置付け	人権の擁護 (Ⅲ-10-(1))		
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。 		
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・今日においても、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっているところ、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現がより一層求められている。 こうした社会を実現するには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実に行うことで、人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。 ・また、このような社会の実現のためには、人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることを目標とした。 		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更） ^{*1}		
政策評価実施予定時期	平成33年8月		

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	29年度～32年度
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度	－	－	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。

度合いに応じた人権啓発活動の実施状況																																																																																				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠																																																																																				
国民一人一人が人権尊重の理念の正しい理解を深めるには、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。																																																																																				
そこで、測定指標として、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るための「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」を設定した。具体的には、下記参考指標の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。																																																																																				
施策の進捗状況（実績）																																																																																				
28年度																																																																																				
－																																																																																				
29年度																																																																																				
30年度																																																																																				
31年度																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">参考指標</th> <th colspan="8" style="text-align: center; padding: 5px;">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">24年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">25年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">26年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">27年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">28年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">29年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">30年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; padding: 5px;">人権教室の実施状況²</td><td style="padding: 2px;">実施回数(回)</td><td style="padding: 2px;">15,863</td><td style="padding: 2px;">16,163</td><td style="padding: 2px;">19,871</td><td style="padding: 2px;">20,946</td><td style="padding: 2px;">集計中</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">参加者数(人)</td><td style="padding: 2px;">630,879</td><td style="padding: 2px;">650,493</td><td style="padding: 2px;">796,748</td><td style="padding: 2px;">856,935</td><td style="padding: 2px;">集計中</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; padding: 5px;">人権の花運動の実施状況³</td><td style="padding: 2px;">参加学校数(団体)数</td><td style="padding: 2px;">3,844</td><td style="padding: 2px;">3,845</td><td style="padding: 2px;">3,816</td><td style="padding: 2px;">3,669</td><td style="padding: 2px;">集計中</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">参加者数(人)</td><td style="padding: 2px;">518,530</td><td style="padding: 2px;">526,129</td><td style="padding: 2px;">483,788</td><td style="padding: 2px;">470,540</td><td style="padding: 2px;">集計中</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; padding: 5px;">全国中学生人権作文コンテストの実施状況⁴</td><td style="padding: 2px;">応募校数(校)</td><td style="padding: 2px;">6,819</td><td style="padding: 2px;">6,930</td><td style="padding: 2px;">7,083</td><td style="padding: 2px;">7,295</td><td style="padding: 2px;">7,338</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">応募者数(人)</td><td style="padding: 2px;">937,287</td><td style="padding: 2px;">941,146</td><td style="padding: 2px;">953,211</td><td style="padding: 2px;">973,865</td><td style="padding: 2px;">972,553</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況</td><td style="padding: 2px;">実施都道府県数</td><td style="padding: 2px;">35</td><td style="padding: 2px;">41</td><td style="padding: 2px;">40</td><td style="padding: 2px;">42</td><td style="padding: 2px;">集計中</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>								参考指標	年度ごとの実績値								24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	人権教室の実施状況 ²	実施回数(回)	15,863	16,163	19,871	20,946	集計中			参加者数(人)	630,879	650,493	796,748	856,935	集計中			人権の花運動の実施状況 ³	参加学校数(団体)数	3,844	3,845	3,816	3,669	集計中			参加者数(人)	518,530	526,129	483,788	470,540	集計中			全国中学生人権作文コンテストの実施状況 ⁴	応募校数(校)	6,819	6,930	7,083	7,295	7,338			応募者数(人)	937,287	941,146	953,211	973,865	972,553			スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	35	41	40	42	集計中		
参考指標	年度ごとの実績値																																																																																			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度																																																																												
人権教室の実施状況 ²	実施回数(回)	15,863	16,163	19,871	20,946	集計中																																																																														
	参加者数(人)	630,879	650,493	796,748	856,935	集計中																																																																														
人権の花運動の実施状況 ³	参加学校数(団体)数	3,844	3,845	3,816	3,669	集計中																																																																														
	参加者数(人)	518,530	526,129	483,788	470,540	集計中																																																																														
全国中学生人権作文コンテストの実施状況 ⁴	応募校数(校)	6,819	6,930	7,083	7,295	7,338																																																																														
	応募者数(人)	937,287	941,146	953,211	973,865	972,553																																																																														
スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	35	41	40	42	集計中																																																																														

ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数(人)	920	480 ※1	800	700	集計中			
人権シンポジウム ⁵ の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスティバル ⁶ の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数(人)	964	636	615	914	集計中			
人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まったく者の割合(%)		84.7	91.2	81.7	87.0	集計中			
新聞掲載回数(回)		5,698	6,032	5,840	5,135	集計中			
テレビ・ラジオ放送回数(回)		23,823	30,221	19,754	20,277	集計中			
ポスター配布枚数(枚)		189,152	340,412	230,066	255,970	集計中			

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）		29年度～32年度
		基準年度		
2 人権相談・調査救済体制の整備	—	—	法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。 また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。	
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
人権相談は、全ての人にとってアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。 また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。				

そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。具体的には、人権相談の種別ごとの件数、人権侵犯事件の対応件数等の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）								
参考指標	年ごとの実績値							
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
人権相談件数（全体）（件）	266,489	256,447	253,414	236,403	集計中			
「子どもの人権110番 ⁷ 」における相談件数（件）	28,384	28,847	25,711	25,195	集計中			
「女性の人権ホットライン ⁸ 」における相談件数（件）	21,720	21,119	21,033	21,123	集計中			
児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター ⁹ 」の通数（通）	20,144	18,272	17,626	16,710	集計中			
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	606	671	584	593	集計中			
インターネットによる相談件数（件）	7,384	8,776	— ※2	— ※2	集計中			
人権侵犯事件の対応件数（件）	22,694	22,172	21,718	21,044	集計中			

(※2) インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①人権侵害による被害者救済活動の実施 (昭和23年度)	126百万円 (126百万円)	199百万円 (176百万円)	211百万円	—	2

達成手段の概要等		平成29年行政事業 レビュー事業番号
全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット、手紙等により人権に関する相談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告等があった場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。		—

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度)	1,187百万円 (1,182百万円)	1,269百万円 (1,259百万円)	1,292百万円	—	1.2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心に行なっている。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
③全国的視点に立った人権啓発活動の実施 (昭和23年度)	394百万円 (380百万円)	303百万円 (289百万円)	313百万円	—	1
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題（例：HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等）をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催するなど、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。また、多様な媒体（ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等）を通じて、マスメディア等を活用した人権啓発活動等を実施している。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
④人権関係情報提供活動等の委託等 (昭和62年度)	234百万円 (234百万円)	306百万円 (306百万円)	254百万円	—	1
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号

総合的な人権啓発活動を推進するため、（公財）人権教育啓発推進センター ^{*10} （法人番号 7010405010487。以下「センター」という。）に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業 ^{*11} 等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。	—
--	---

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度)	1,354百万円 (1,354百万円)	1,217百万円 (1,217百万円)	1,192百万円	—	1
達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号
地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。 なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を行っている。					—

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	3,296百万円 (3,278百万円)	3,294百万円 (3,246百万円)	3,261百万円	
				— 百万円

- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）」
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を広く周知することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動
- *5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*10 「(公財)人権教育啓発推進センター」

人権に関する総合的な教育・啓発及び普及事業、情報収集・提供、調査・研究、研修事業のほか、人権教育・啓発を行う団体等への支援、人権教育・啓発に関する相談、人権に関する国際的連携事業を行っている公益財団法人

*11 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (18))

施策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
担当部局名	訟務局
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。
政策体系上の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (IV-11-(1))
達成すべき目標	国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。
目標設定の考え方・根拠	<p>国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが期待されている。その意味で「勝つべき事件には勝ち、負けるべき事件には負けるべきところで正しく負ける」というのが国のあるべき姿であり、これに向けて適切な訴訟活動をすることが訴訟の適正な処理の内容となる。</p> <p>また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律^{*1}第7条1項参照）、これも、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間が掛かるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。</p> <p>このようなことから、各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上とともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を目指すこととした。加えて、法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、その積極的な利用促進を図ることとした。</p> <p>なお、主な訴訟における国の主張の概要や判決内容については、法務省ホームページで公表している^{*2}。</p>
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第1項第31号 ^{*3} ○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条 ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日） ^{*4}
政策評価実施予定期	平成30年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）							
		基準年度	26年度～29年度						
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	一	一	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。						
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠									
<p>争訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入れ替わるが、新たに訟務の仕事を担うことになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。</p> <p>また、事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに、テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要もある。</p> <p>そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、争訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。</p>									
施策の進捗状況（実績）									
25年度				26年度					
<p>平成25年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数は、いずれも前年度を上回っている。打合せ会等は、実施回数、延べ日数については前年度を上回っているが、参加人数については前年度をわずかに下回っている。</p> <p>事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成24年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。</p>				<p>平成26年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数は、いずれも前年度を上回っている。打合せ会等の実施回数及び延べ日数については前年度を上回っているが、参加人数については前年度をわずかに下回っている。</p> <p>事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成25年度の利用回数及び延べ利用時間数を大幅に上回っている。</p>					
27年度				28年度					
<p>平成27年度に開催した「研修」については、前年度に比較して各数値が減少しているが、平成24年度から平成26年度までの3箇年度の平均値と比較すればいずれも大きな増加となっている。「打合せ会等」については、実施回数は増加したものの、延べ日数及び参加人数が減少している。</p> <p>事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成26年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。</p>				—					
参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
研修	実施回数（回）	87	101	102	112	132	180	163	集計中
	延べ日数（日）	164	188	184	217	255	323	302	集計中
	参加人数（人）	1,746	1,796	2,508	2,624	2,834	3,964	3,800	集計中
打合せ会等	実施回数（回）	111	112	112	99	123	142	146	集計中
	延べ日数（日）	159	145	138	122	153	167	160	集計中

	参加人数（人）	3,677	3,901	3,115	3,879	3,796	3,619	3,238	集計中
研修のアンケート結果	とても有意義であった（人）	—	—	—	100	106	93	99	集計中
	有意義であった（人）	—	—	—	64	49	49	46	集計中
	どちらともいえない（人）	—	—	—	4	2	3	0	集計中
	あまり有意義でなかった（人）	—	—	—	0	1	0	0	集計中
	有意義でなかった（人）	—	—	—	0	0	0	0	集計中
テレビ会議装置	利用回数（回）	78	206	456	459	637	836	1,477	集計中
	延べ利用時間（時間）	92	333	889	825	1,177	1,544	2,109	集計中
	導入庁数 ⁵ （庁）	9	15	15	15	25	25	51	51

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度～29年度
2 法律意見照会制度の積極的利用の促進	—	—	法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			

訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律的見解を述べたり、助言などを行う法律意見照会を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、法律意見照会により、訟務としても、あらかじめ争点、問題点等について検討しておくことができるため、現実に訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるという効果も期待できる。

そこで、法律意見照会制度の積極的利用の促進を測定指標とし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況（実績）	
25年度	26年度
周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を457回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度	周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を451回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度

よりわずかに減少し、2,150件であった。	よりわずかに増加し、2,157件であった。							
27年度	28年度							
周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を538回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度より増加し、2,200件であった。	—							
参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法律意見照会事件数（件）	1,565	2,008	2,095	2,178	2,150	2,157	2,200	集計中
行政機関等 法律意見照 会制度の周 知状況	打合せ会等での説明(回)	68	76	82	77	79	83	85 集計中
	出向いての説明(回)	206	245	223	291	378	368	453 集計中
	合 計	274	321	305	368	457	451	538 集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①訟務事件の適正処理 (昭和22年度)	899百万円 (826百万円)	832百万円 (776百万円)	950百万円	— 百万円	1,2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、また、訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。					—
達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、法律意見照会制度の周知に必要な資料の作成や法律意見照会事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与することができる。					

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	41,823百万円 (41,660百万円)	3,595百万円 (3,487百万円)	1,857百万円	

(注) 平成26年度の執行額41,660百万円には、予備費使用額39,997百万円を含む。

平成27年度の執行額3,487百万円には、予備費使用額1,768百万円を含む。

*1 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」
(裁判の迅速化)

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手續を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

(当事者等の責務)

第7条 当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手續において手續上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手續上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*2 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html)及び「主な判決一覧」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html)において掲載している。

*3 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

(所掌事務)

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に關係のある争訟に關すること。

*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*5 「導入府数」

テレビ会議装置の導入府数は、年度末までに導入されている府を示している。

なお、初年度である平成21年度は、11月から利用を開始（9府）、平成22年度増設分は9月から利用を開始（6府）、平成25年度増設分は10月から利用を開始（10府）、平成27年度増設分は1月から利用を開始している（26府）。平成27年度末で全51府に導入済みである。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (19))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進
担当部局名	入国管理局総務課企画室
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ^{*1} 対策を推進する。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、偽装滞在者^{*2}への対策を推進する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」^{*3}において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされているとおり、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものである。 ・「偽装滞在者」の増加が懸念されており、犯罪対策閣僚会議が取りまとめ、平成25年12月に閣議決定された「世界一安全な日本」創造戦略^{*4}においては、「平成24年7月から実施している新しい在留管理制度^{*5}により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされている。これを踏まえ、偽装滞在者に関する罰則を整備とともに、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じた出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律^{*6}が、平成28年11月、成立・公布されたところ、入国管理局では、偽装滞在者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで偽装滞在者の排除を一層推進していく。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
政策評価実施予定期	平成30年8月

測定指標	基準値	年ごとの目標値	
		基準年度	29年度
1 入国審査待ち時間20分以内達成率（%）	集計中	28年度 (29年1月～3月)	対28年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠			

平成29年1月から、全国の空港（ターミナル・入国審査場）ごとの計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）の総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測⁷し、公表することとしている。当該取組は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行うこと等により、よりスマートな上陸審査手続の向上に資するものである。そのため、円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いを図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしたものである。本測定指標は、前年度を基準年として達成率を増加させることを目標としているが、当該取組は平成29年1月から開始したものであることから、基準年度である平成28年度の達成率は平成29年1月～3月までの3か月における実績としている。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
入国審査待ち時間20分以内達成率（%）	—	—	—	—	集計中

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	29年	
2 在留資格取消件数	集計中	28年	対28年増	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				

在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度であるところ、平成24年7月から、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、その中で偽装滞在者に対してもより的確に対処できるようになったこと、また、平成28年11月、偽装滞在者に関する罰則強化や在留資格取消事由の拡充等の措置を講じた出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法が成立・公布されたことを受け、偽装滞在者に厳格に対応するため、同制度の積極的な活用を図るとの観点から、在留資格取消件数の対前年増を目標値とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	24年	25年	26年	27年	28年
在留資格取消件数（件）	238	269	286	306	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①出入国管理業務の実施 (昭和25年度)	4,415百万円 (4,208百万円)	5,322百万円 (5,009百万円)	6,829百万円	— 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
本邦に上陸する外国人の上陸審査、帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を行う。					—

本邦に在留する外国人の在留資格の変更、在留期間の更新の許可、資格外活動の許可等を行う。
 本邦に不法に滞在する外国人の取締り及び退去強制手続を行う。
 本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②中長期在留者 ⁸ 住居地届出等事務の委託 (平成24年度)	663百万円 (663百万円)	859百万円 (859百万円)	778百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
在留管理制度においては、法務大臣が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する 必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外 国人からの届出を受理し、法務大臣に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居 地情報は、在留管理制度の根幹をなすものであり、住居地の届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則 が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務 ⁹ として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
③市場化テスト（民間競争 入札）導入に伴う民間業務 委託 (平成23年度)	218百万円 (210百万円)	213百万円 (210百万円)	213百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務として、出入国管理業務手続 に係る相談等対応業務及びそれら業務の管理・付随業務を行う。 入国・在留手続の窓口業務として、在留資格取得許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申 請、永住許可申請、資格外活動許可申請、就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交 付申請の受付に関する事務等を行う。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
④被収容者等の処遇 (昭和25年度)	1,656百万円 (1,610百万円)	1,735百万円 (1,696百万円)	2,199百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号

我が国の外国人受入れ政策に反して不法滞在・不法就労している外国人や、罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき退去強制を受けることになっており、その一環として、同法に違反する容疑があるとして違反調査を実施するために収容令書を発付された者及び退去強制手続の最終形態として国外送還のための退去強制令書が発付された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため、収容施設に収容することとしている。

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤バイオメトリクスシステムの維持・管理 (平成19年度)	5,377百万円 (5,357百万円)	4,476百万円 (4,398百万円)	6,101百万円	— 百万円	1,2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
以下のシステムの運用。 ・個人識別情報システム 上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報（バイオメトリクス）を、当局が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。 なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては、慎重審査を行い、入国を認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。 ・自動化ゲートシステム 個人識別情報（バイオメトリクス）の事前登録を行った日本人及び在留外国人については、自動化ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供（在留外国人については指紋に加え顔写真も提供）することにより、通常よりも簡易な手続による出入（帰）国が可能となる。					—

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
⑥出入国審査システムの維持・管理 (－年度)	4,429百万円 (4,423百万円)	5,355百万円 (5,340百万円)	5,523百万円	— 百万円	1,2,3
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
以下のシステムの運用。 ・日本人出帰国審査システム 日本人の出帰国手続のデータ管理システム ・在留カード等発行システム 中長期在留者等に係る在留カード等を発行するシステム ・電子届出システム 中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して法務大臣に届け出るシステム					—

- ・指紋照合システム
退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム
- ・事前旅客情報システム
乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム
- ・乗員上陸許可支援システム
海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
⑦外国人の出入国情報の管理 (－年度)	3,264百万円 (3,180百万円)	3,227百万円 (3,134百万円)	2,128百万円	－ 百万円	1,2,3
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
以下のシステムの運用。 ・外国人出入国情報システム 外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム					－

施策の予算額・執行	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	20,022百万円 (19,650百万円)	21,188百万円 (20,646百万円)	23,771百万円	－ 百万円

*1 「不法滞在者等」

不法滞在者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*3 「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）」
(抜粋)

視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

○世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施。

- ・入国審査待ち時間を活用したバイオカード導入による個人識別情報の事前取得（2016年中に、関西・高松・那覇にて実施、以降拡大）
- ・出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス（事前確認）を早期に実現（2017年度以降の早期の運用開始を目指す）
- ・信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）として、ビジネス客のみならず、外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現（2020年までの実施を目指す）
- ・日本人の出帰国手続において、世界最高水準の顔認証技術を導入（2018年度以降早期の導入を目指す）
- ・外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大（入国時に提供された指紋情報を活用し、出国時に自動化ゲートが利用できるよう、速やかに検討）
- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう、速やかに検討し、年内に結論を得る

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」（抜粋）

II 治安の現状と戦略の概要

3 戰略の構成

（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

（後略）

III 戰略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（3）情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立し、平成24年7月9日までに順次施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により平成24年7月9日に導入された制度で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づき入国管理官署が把握していた情報と、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき市区町村が把握していた情報を一つにまとめ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなつた。

*6 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（一部概要）

(平成28年11月第192回国会成立・公布)

・偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者に、不法入国や不法上陸と同等の罰則を科すとともに、営利の目的でその実行を容易にした者に対する罰則を設け、それに伴う退去強制事由や在留資格取消事由の整備を行う。

・付与された在留資格に応じた活動を行っていないのみならず、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には、3か月以上経過していなくとも、その在留資格を直ちに取り消すことを可能とし、また、その者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合には、出国猶予期間を指定することなく、直ちに退去強制手続に移行する規定を設ける。

・在留資格の取消しに関する事実の調査については、入国審査官に加えて、入国警備官が行うことも可能とする。

*7 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、平成29年2月中旬から法務省HP上に公表する予定。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*8 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*9 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号）をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
 (法務省29- (20))

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 (VI-13-(2))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られる。 これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。そのため、刑事司法分野については、我が国政府を含む主要国において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）が重要である。 また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され、我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。
施策に関する内閣の重要な政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG 8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*3} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*4} ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*5} <ul style="list-style-type: none"> II-(1)-イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ○日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）^{*6} <ul style="list-style-type: none"> II-2-2 ソフト連結性の強化 ○知的財産推進計画2016（平成28年5月9日知的財産戦略本部決定）^{*7} <ul style="list-style-type: none"> 第3-1-(2) 及び第4-2-(2) 今後取り組むべき施策 ○インフラシステム輸出戦略（平成28年5月23日改訂）^{*8} <ul style="list-style-type: none"> 第2章-1-(6) インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備 ○日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）^{*9} <ul style="list-style-type: none"> 第2-IV-(2)-iv) インフラシステム輸出の拡大

	中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」 ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） ^{*10} 第2章－2－（3） TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化
政策評価実施予定時期	平成30年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）			
		基準年度	29年度		
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	—	—	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るために、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。</p> <p>また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向の情報を積極的に収集することが重要である。さらに、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化することも必要不可欠である。</p> <p>そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。</p>					
施策の進捗状況（実績）					
28年度					
—					
参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国際研修の実施件数（回）	7	7	6	10	集計中
国際研修への参加人数（人）	143	118	149	193	集計中
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙1のとおり				
国際会議への参加回数（回）	10	13	9	16	集計中
国際会議への参加人数（人）	11	15	16	27	集計中

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）			
		基準年度	29年度		

2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	—	—	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。									
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠												
<p>支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためにには、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るために、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。</p> <p>そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し、下記参考指標の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。</p>												
施策の進捗状況（実績）												
28年度												
—												
参考指標	年度ごとの実績値											
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
国際研修の実施件数（回）	13	9	9	11	集計中							
国際研修への参加人数（人）	158	121	122	162	集計中							
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり											
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	12	7	11	13	集計中							
法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	18	25	28	22	集計中							
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	15	27	22	22	集計中						
	派遣件数（回）	15	26	21	23	集計中						
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	18	30	28	30	集計中						
	派遣人数（人）	18	29	27	31	集計中						
国際専門家会議の開催回数（回）	1	1	1	1	集計中							

国際専門家会議への参加人数（人）	125	155	174	176	集計中
------------------	-----	-----	-----	-----	-----

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
①国際連合に協力して行う国際協力の推進 (昭和36年度)	84百万円 (80百万円)	89百万円 (83百万円)	97百万円	一 百万円	1
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。					一

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			29年度 当初 予算額	関連 する 指標
	26年度	27年度	28年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進 (平成7年度)	121百万円 (112百万円)	123百万円 (112百万円)	129百万円	一 百万円	2
達成手段の概要等					平成29年行政事業 レビュー事業番号
・相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令や経済法の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。 ・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。					一

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	205百万円 (192百万円)	212百万円 (195百万円)	226百万円	
				一 百万円

*1 「G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要な事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るために設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*5 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*6 「新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）」

東京にて開催された第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

*7 「知的財産推進計画2016（平成28年5月9日知的財産戦略本部決定）」

海外における正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組として、海外での取締体制の支援促進のため、取締機関職員を対象とした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。」こととされているほか、我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組として、「新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」とされている。

*8 「インフラシステム輸出戦略（平成28年5月23日改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的な施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記（*3）経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*9 「「日本再興戦略」2016（平成28年6月2日閣議決定）」

日本再興戦略2016における鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「海外展開先における法制度整備支援等のビジネス環境整備も推進する。」とされている。

さらに、中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄

積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*10 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境の整備を行う。」とされている。

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修参加人数		118	149	193	集計中
質問	回答区分※3	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	70.3%(83人)	73.2%(109人)	71.0%(137人)	集計中
	役立った。	20.3%(24人)	26.2%(39人)	26.4%(51人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.8%(1人)	0.7%(1人)	0%(0人)	集計中
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)	集計中
全体として、刑事関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	69.0%(69人)	71.2%(94人)	71.5%(123人)	集計中
	有益であった。	24.0%(24人)	28.0%(37人)	26.2%(45人)	集計中
	どちらとも言えない。	2.0%(2人)	0.8%(1人)	0.6%(1人)	集計中
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	5.0%(5人)	0%(0人)	1.7%(3人)	集計中
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※2	非常に役立った。	57.6%(68人)	61.7%(92人)	67.4%(122人)	集計中
	役立った。	29.7%(35人)	36.2%(54人)	29.3%(53人)	集計中
	どちらとも言えない。	3.4%(4人)	2.0%(3人)	0.6%(1人)	集計中
	役立たなかった。	0.8%(1人)	0%(0人)	1.1%(2人)	集計中
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0.6%(1人)	集計中
	無回答※3	8.5%(10人)	0%(0人)	1.1%(2人)	集計中
アジ研教官や各国参加者の意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	66.1%(78人)	76.5%(114人)	72.0%(139人)	集計中
	有益であった。	20.3%(24人)	22.8%(34人)	24.9%(48人)	集計中
	どちらとも言えない。	3.4%(4人)	0%(0人)	0.5%(1人)	集計中
	有益ではなかった。	0%(0人)	0.7%(1人)	0%(0人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	10.2%(12人)	0%(0人)	2.6%(5人)	集計中
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	63.6%(75人)	68.5%(102人)	75.1%(145人)	集計中
	有益であった。	28.0%(33人)	29.5%(44人)	19.2%(37人)	集計中
	どちらとも言えない。	0%(0人)	2.0%(3人)	0.5%(1人)	集計中
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	2.6%(5人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※3	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)	集計中

※1 刑事関係施設の見学を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修参加人数	121	122	162	集計中
アンケート回収数	121	122	162	集計中
アンケート回収率	100.0%	100.0%	100.0%	集計中
質問	回答区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	81.8% (99人)	75.4% (92人)	69.1% (112人)
	習得できた。	17.4% (21人)	24.6% (30人)	30.9% (50人)
	どちらとも言えない。	0.8% (1人)	0% (0人)	0% (0人)
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	93.4% (113人)	82.0% (100人)	81.5% (132人)
	有意義であった。	6.6% (8人)	18.0% (22人)	18.5% (30人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)

平成29年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省29-(21))

施 策 名	施設の整備（熊谷拘置支所整備等事業）
担 当 部 局 名	大臣官房施設課
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))
政策評価実施予定時期	平成30年8月
評 価 方 式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

熊谷拘置支所の旧庁舎は、昭和34年に建築されたコンクリートブロック造の建物であったところ、経年による老朽化が著しく、建具が腐食していたほか、給排水設備の劣化により不具合が随所にみられ、施設運営に支障を来していた。

(2) 目的・目標

施設の老朽を解消するとともに、被収容者の人権に配慮した施設を整備することにより、適切な収容環境を確保することを目的とした。

(3) 具体的内容

事業場所：埼玉県熊谷市箱田1丁目16番1号

事業時期：平成20年度から（平成24年度から供用開始）

延べ面積：3,001平方メートル

3. 事前評価の概要

平成19年8月、「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 109点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上もののを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）2.1

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、環境への配慮、地域への寄与、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 100点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したもので

ある。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和）
- ② 業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、被収容者の処遇・生活環境の改善、職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））
- ④ フレキシビリティの向上

（4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1））」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

本計画に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

平成29年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省29-(22))

施 策 名	施設の整備（郡山第2法務総合庁舎整備等事業）
担 当 部 局 名	大臣官房施設課
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))
政策評価実施予定時期	平成30年8月
評 価 方 式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

福島地方法務局郡山支局の旧庁舎は、昭和54年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であったところ、登記事件増加とそれに伴う大型機器の導入等に加え、統合受け入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

一方、仙台入国管理局郡山出張所の旧庁舎は、昭和61年に建築された鉄骨造1階建ての建物であったところ、職員数、OA機器等の増加に伴い、執務面積不足となっていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした。

(3) 具体的内容

事業場所：福島県郡山市希望ヶ丘31番26号

事業時期：平成21年度から（平成24年度から供用開始）

延べ面積：5,174平方メートル

入居官署：福島地方法務局郡山支局

仙台入国管理局郡山出張所

3. 事前評価の概要

平成20年8月に、「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 120点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）3.0

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性

の向上、位置の改善）を比較した数値である。

（3）有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1））」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

本計画に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

参 考 資 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」「実施(do)」「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

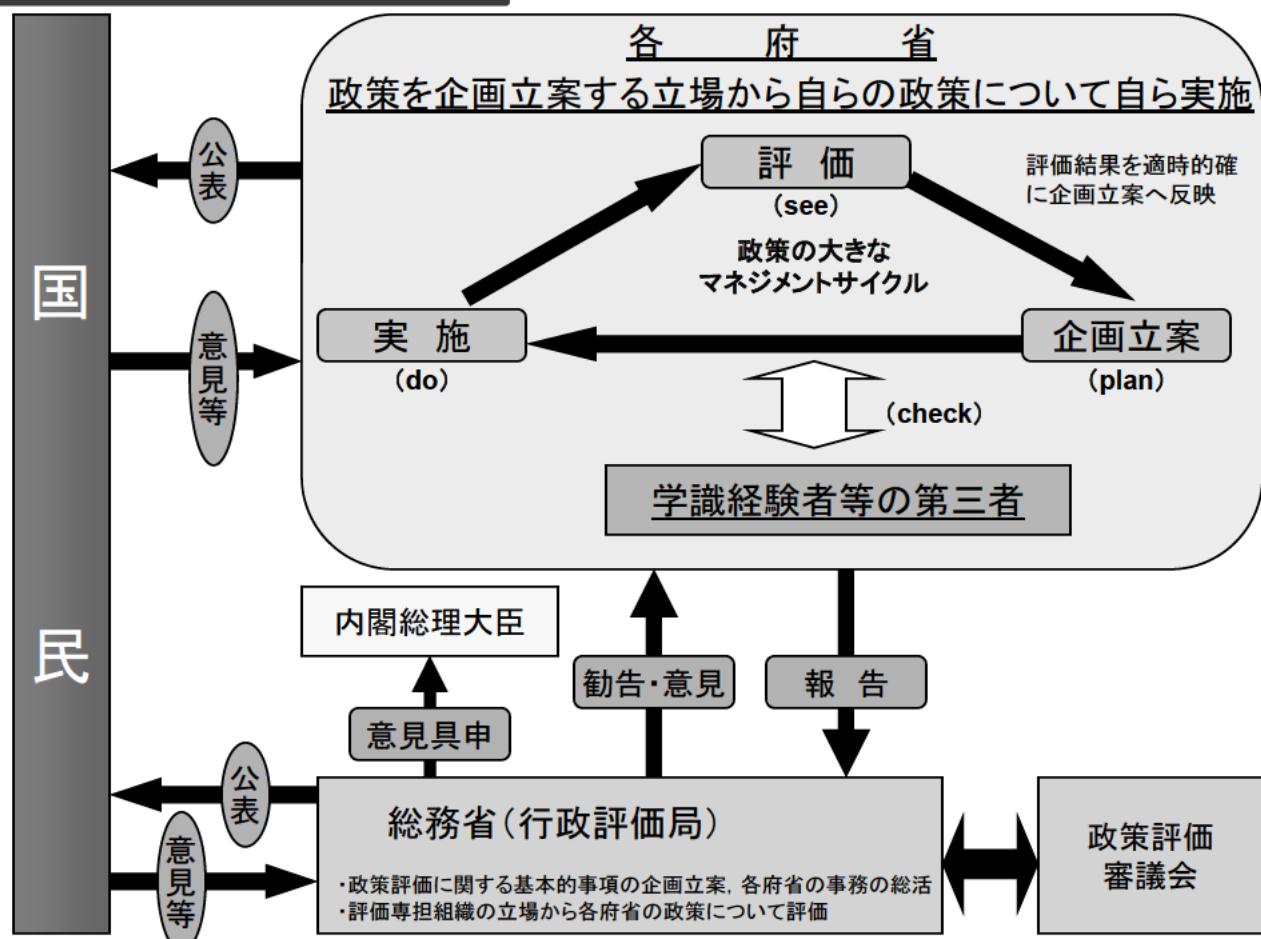
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

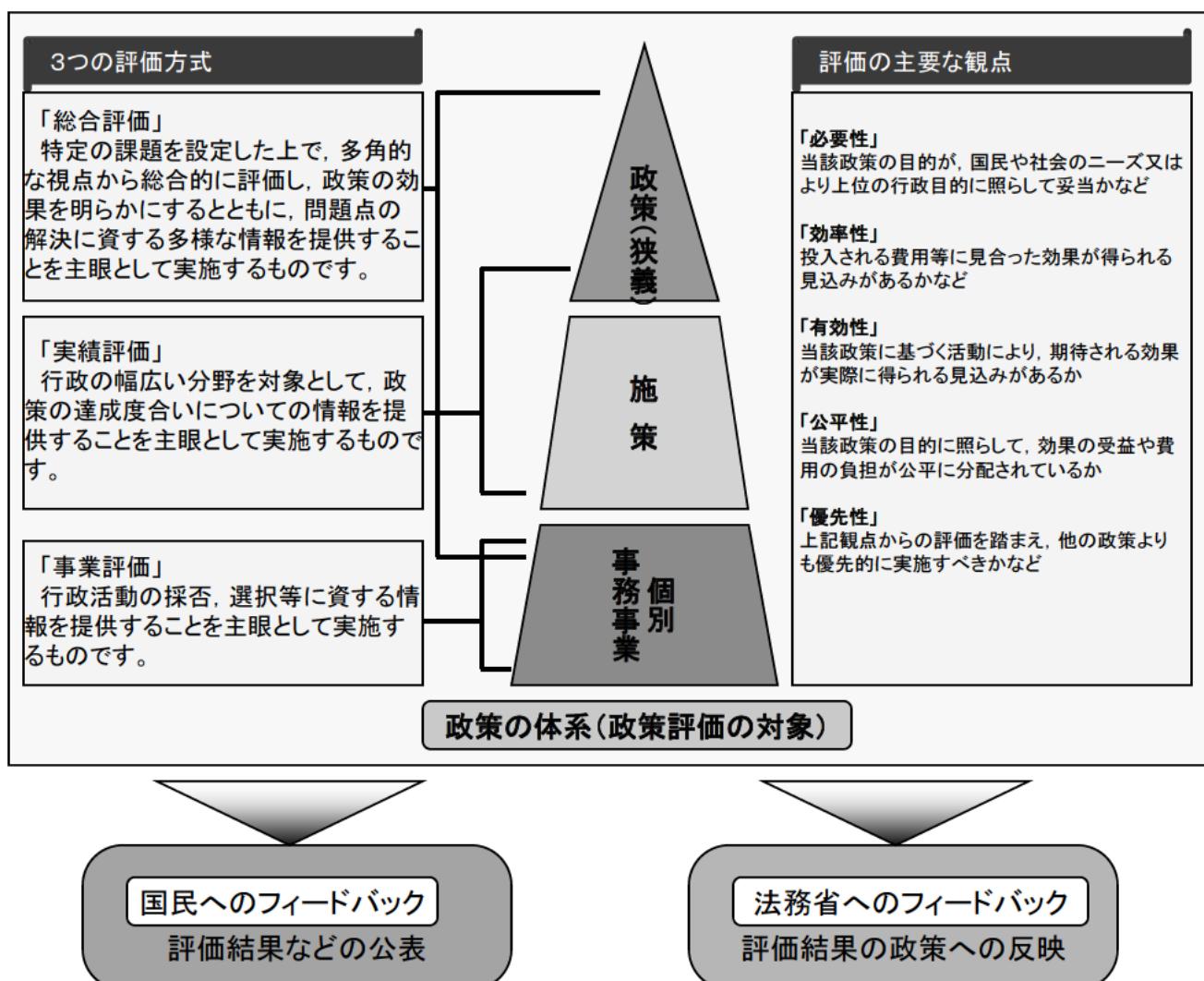
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

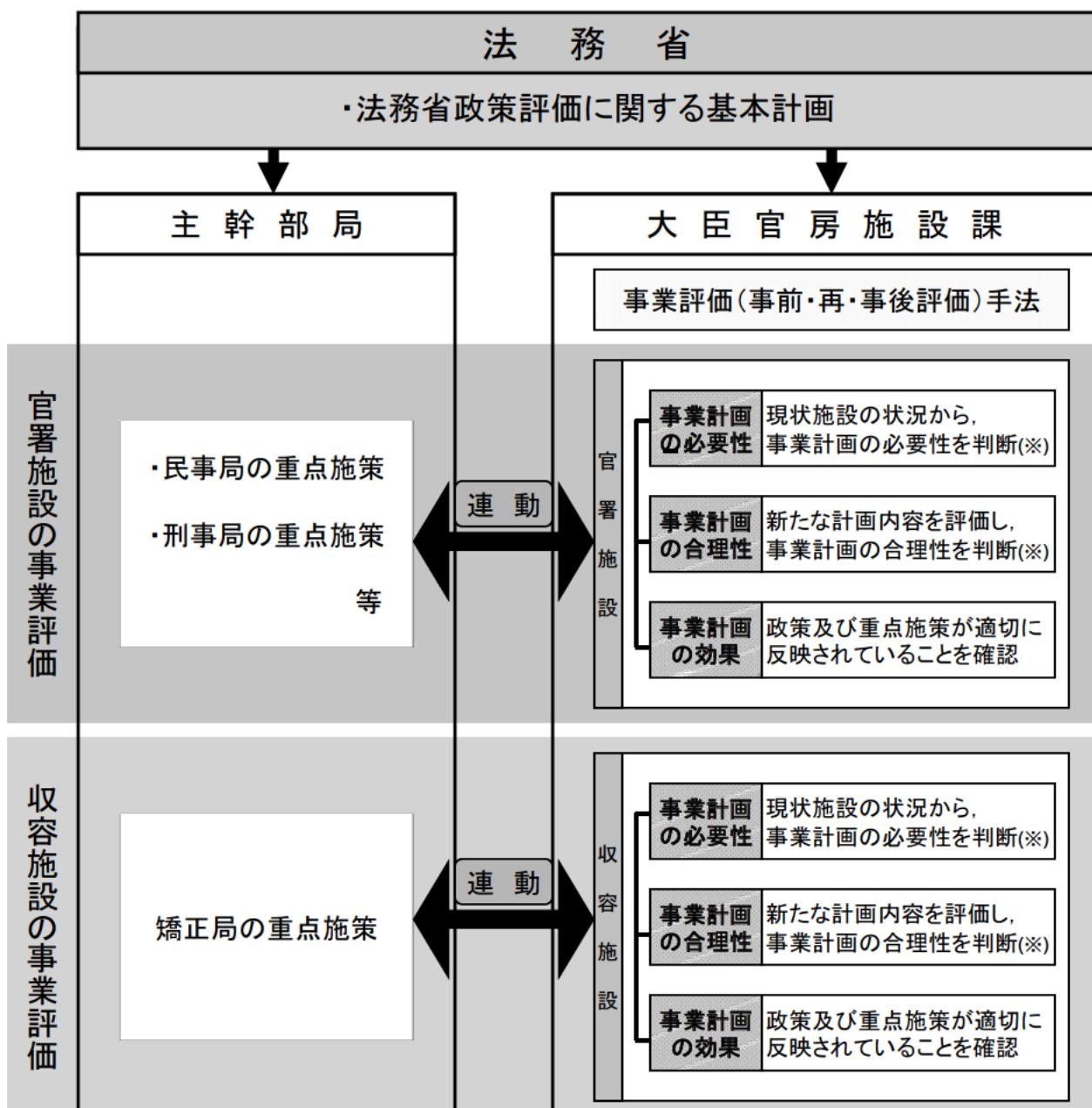
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。
（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）
（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

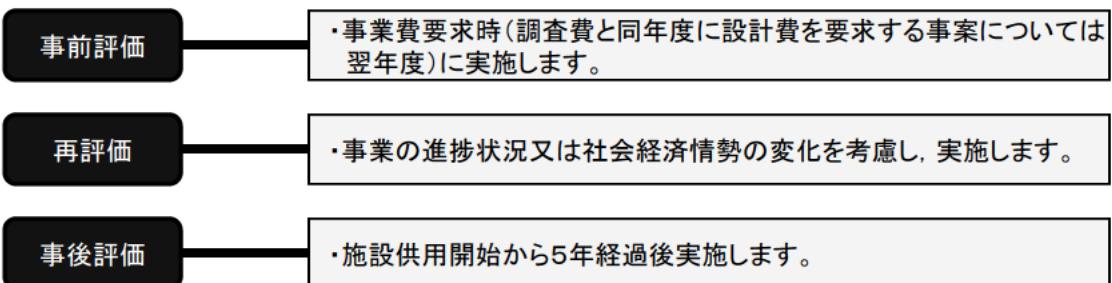


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

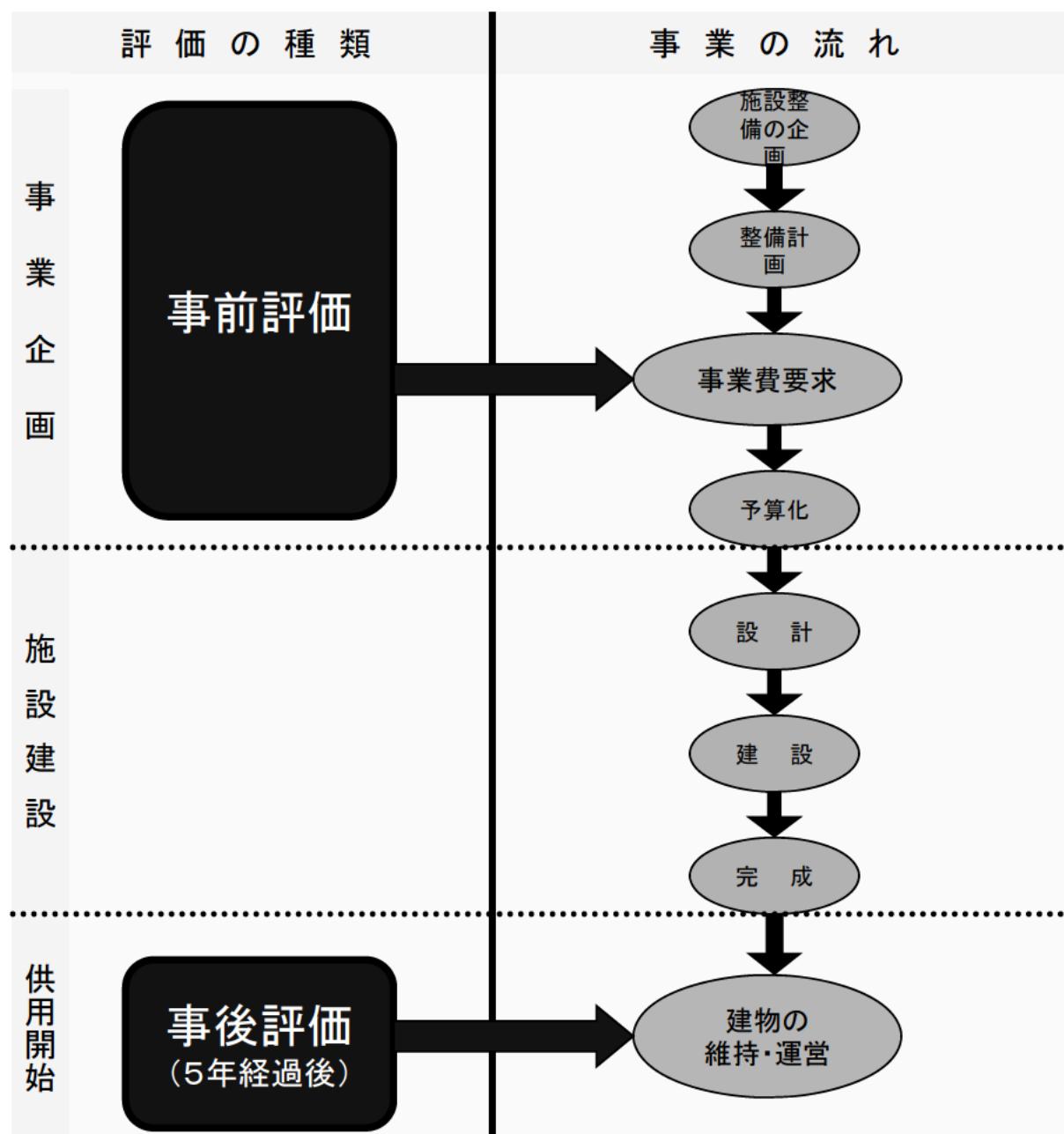
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

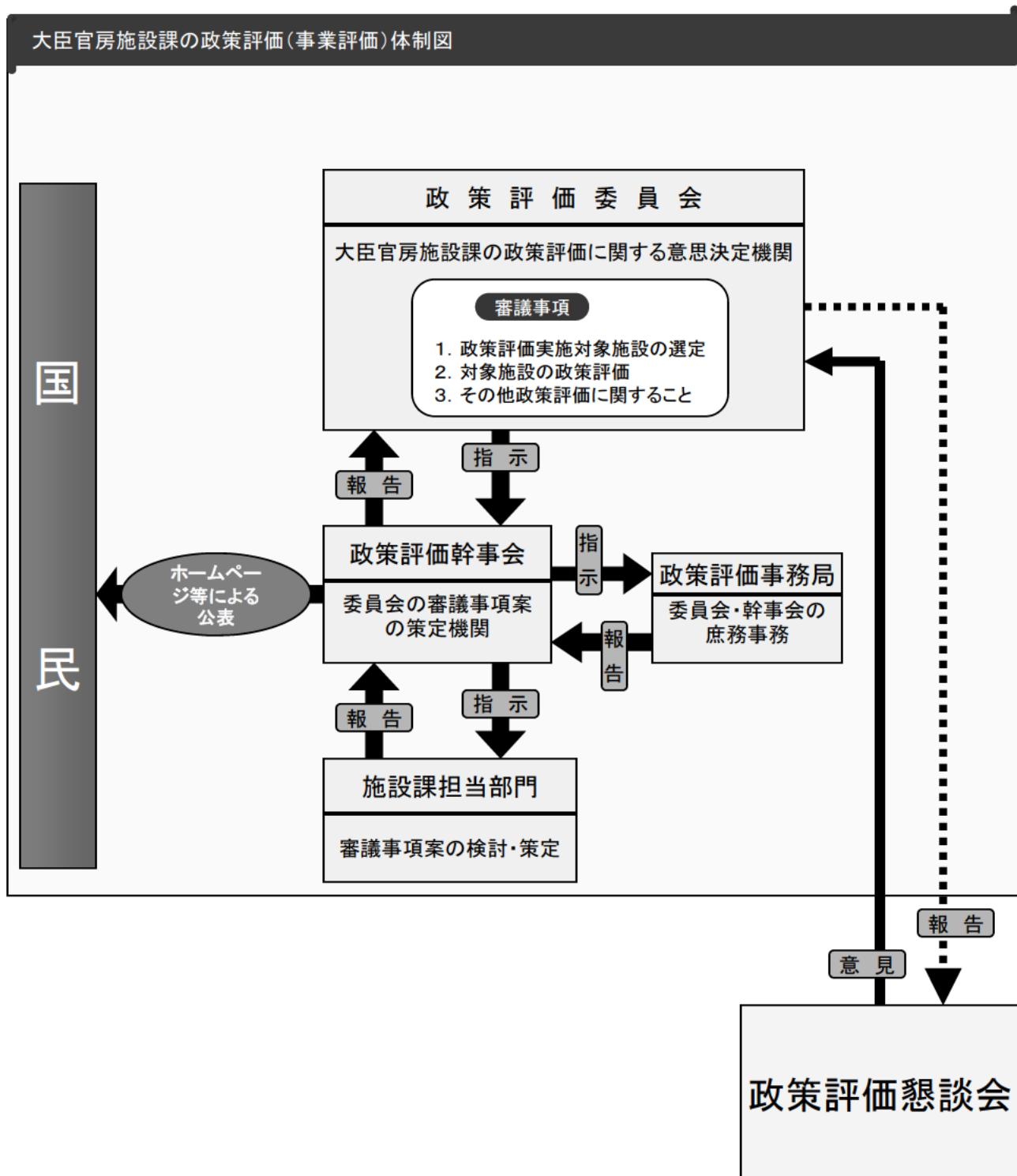


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

ア 事業計画の必要性

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m²)／新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は軽年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭隘	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新設の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務機能低下、連絡困難		2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理事業等都市計画事業実行地	周囲が区画整理事業等実行済みで該施行分だけが残っているもの	区画整理事業等実行中で早く立退かないと妨害となるもの	区画整理事業等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理事業等が計画決定済であるもの		シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適		位置が不適当で業務上非常に支障を及ぼしているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を及ぼしているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を及ぼしているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新設の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりもはるかに低いもの		法令による基準よりもはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの		新設新設の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を及ぼすもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none">・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地進捗 国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの				建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好 自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み 整備の見込みあり					整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している 業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている 建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている 標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位 置	用地取得の見込	取得済み、現地達成	国有地の所管者予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入り出しきれる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない		安全・円滑に入り出しきれる構造の道路等に接していない
規 模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構 造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合			総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

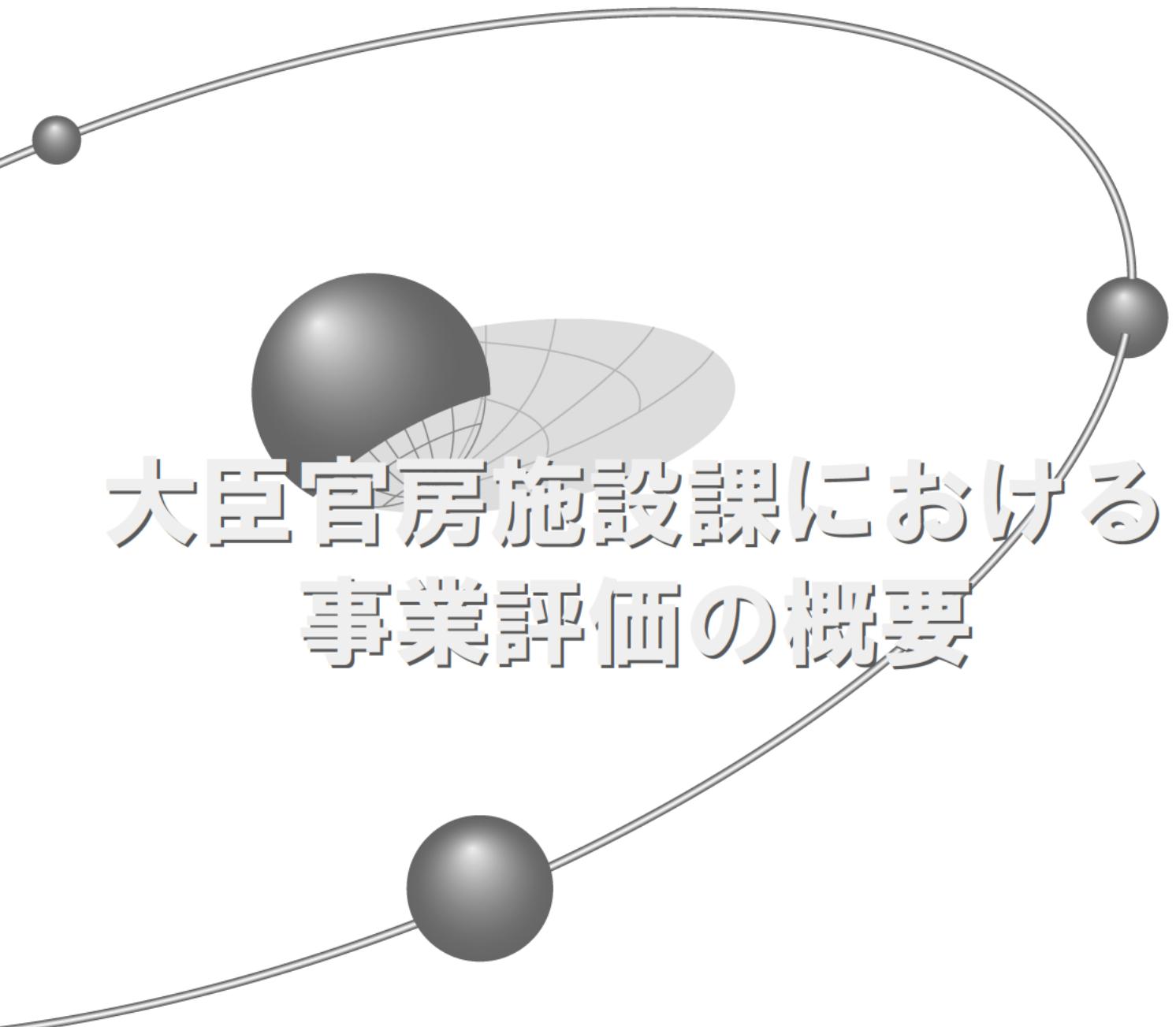
(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

**FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE**

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代表) Fax:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>



大臣官房施設課における 事業評価の概要

法務省大臣官房施設課

目 次

1. 政策評価とは	1
2. 法務省における政策評価	2
3. 法務省の政策の体系	3
4. 法務省大臣官房施設課における政策評価	4
5. 事業評価システムの流れ	5
6. 法務省大臣官房施設課における評価体制	6
7. 事業評価（事前評価）システムの概要	
(1) 官署施設	7
(2) 収容施設	13
参考資料	
• 費用対効果算出方法	19

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメント・サイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

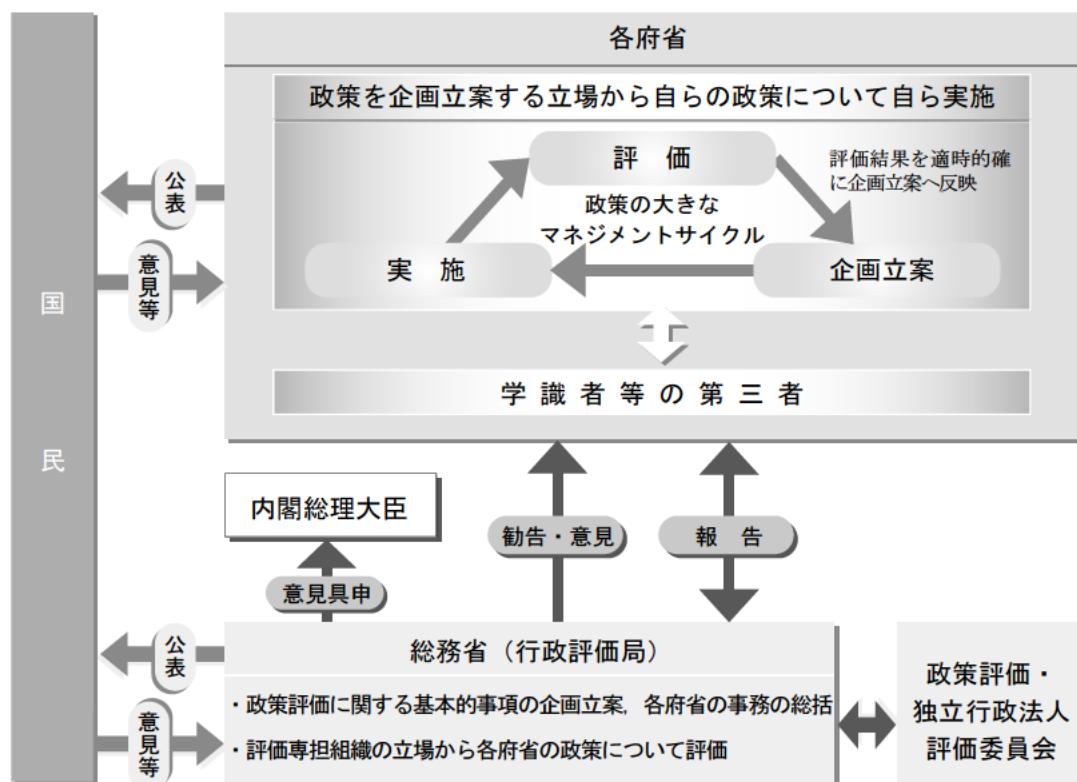
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2. 法務省における政策評価 (法務省政策評価に関する基本計画)

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的の手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価的方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映される仕組を構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において隨時行います。

3つの評価方式

「総合評価」

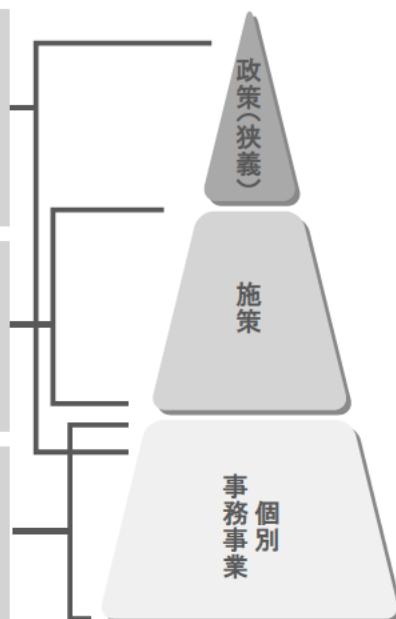
特定の課題を設定した上で、多角的な視点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼として実施するものです。

「実績評価」

行政の幅広い分野を対象として、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼として実施するものです。

「事業評価」

行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼として実施するものです。



政策の体系（政策評価の対象）

評価の主要な観点

「必要性」

当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当かなど

「効率性」

投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるかなど

「有効性」

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られる見込みがあるか

「公平性」

当該政策の目的に照らして、効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか

「優先性」

上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

国民へのフィードバック

評価結果などの公表

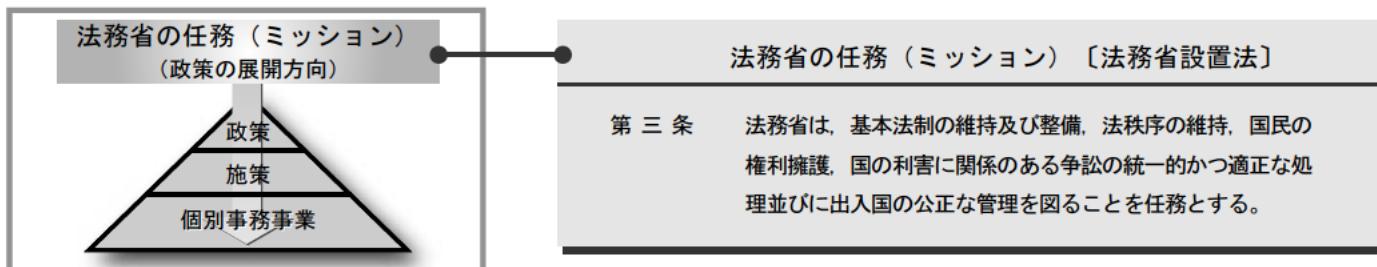
法務省へのフィードバック

評価結果の政策への反映

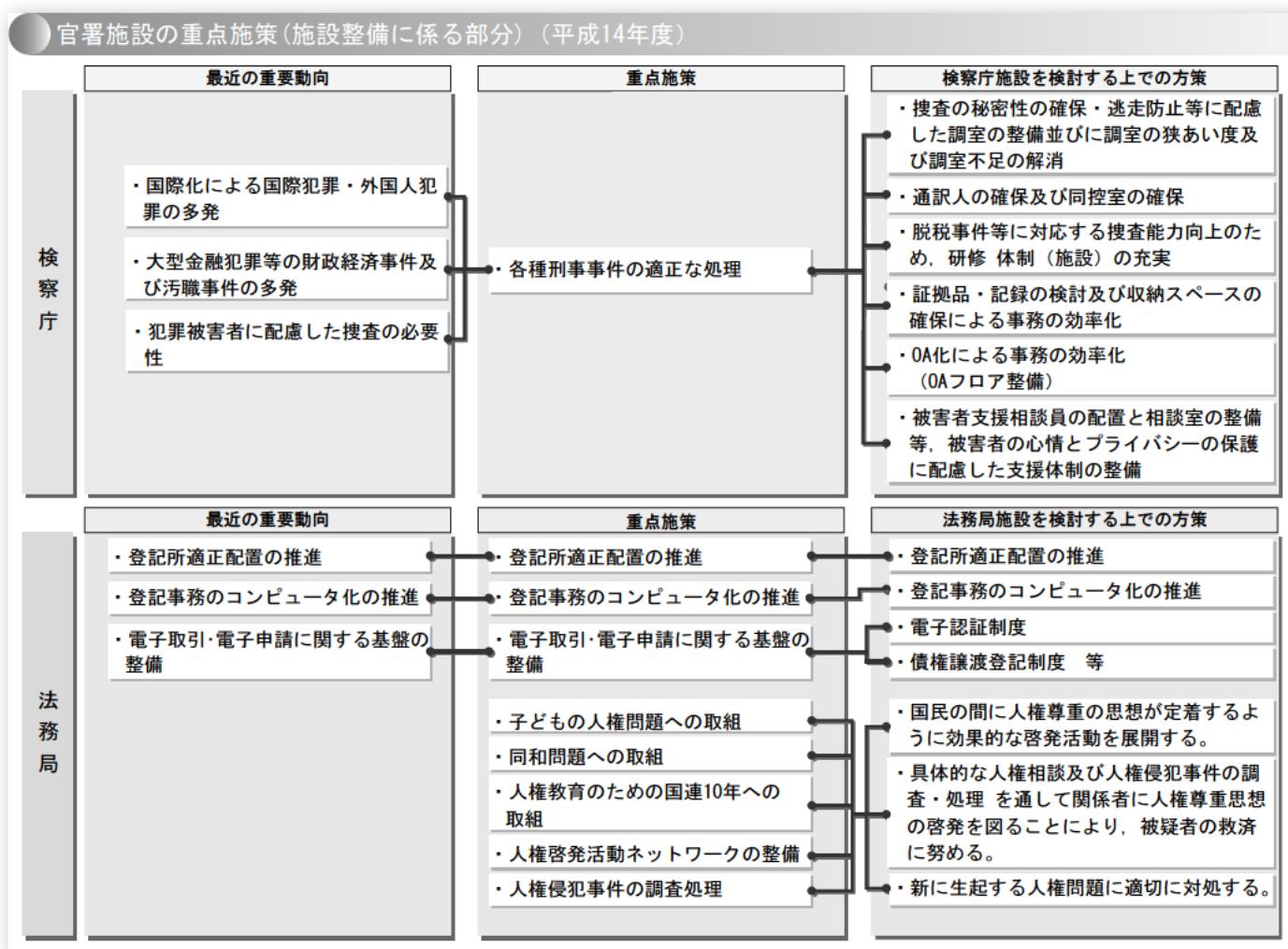
3. 法務省の政策の体系

政策の体系

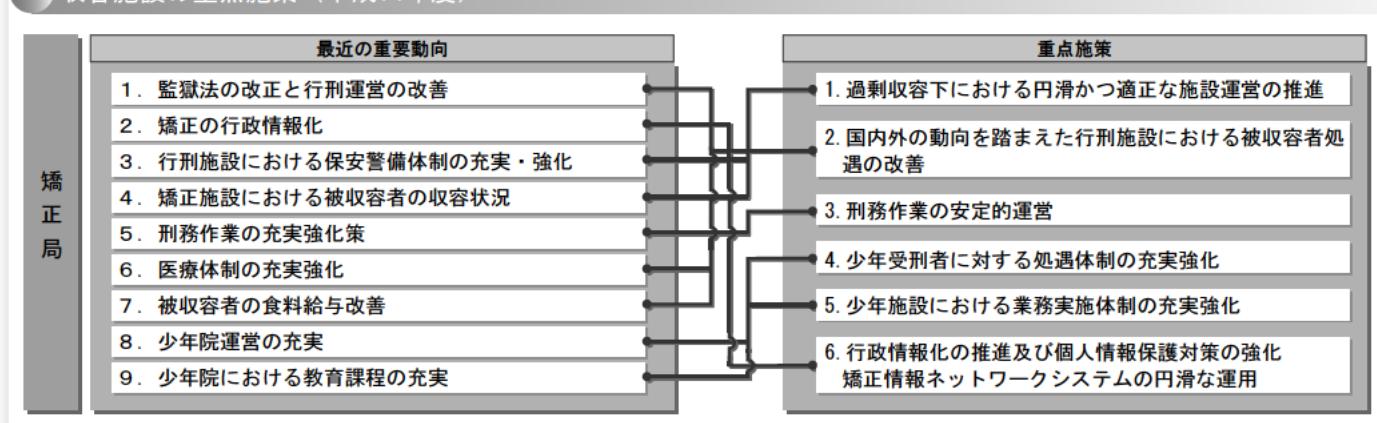
法務省では、政策の展開方向である法務省の任務（ミッション）を受け、毎年度、主幹部局（刑事局、民事局、矯正局等）が重点施策を策定しています。



官署施設の重点施策（施設整備に係る部分）（平成14年度）



収容施設の重点施策（平成14年度）



4. 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課の事業評価の概要

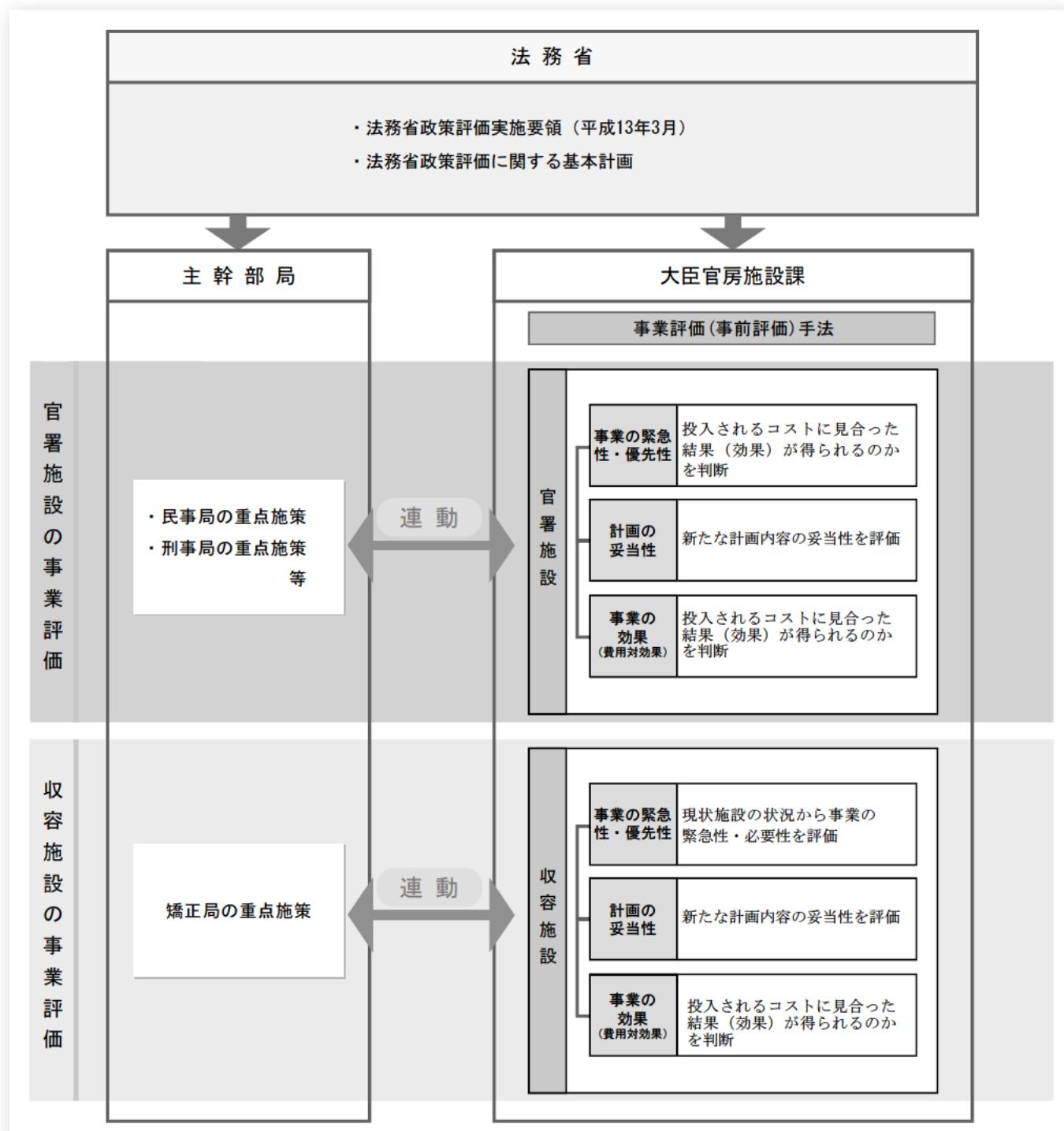
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の管轄する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の大きく2つの事業評価を構築しています。
(官署施設とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、保護観察所、入国管理局、公安調査局等のことです。)

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

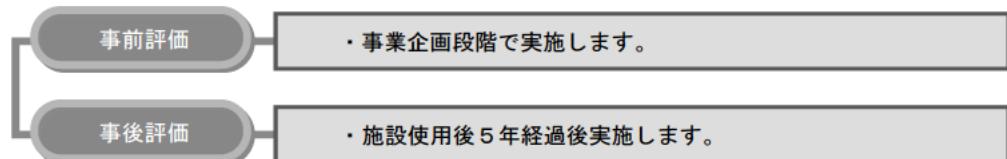
大臣官房施設課の事業評価では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した政策評価を確立しています。



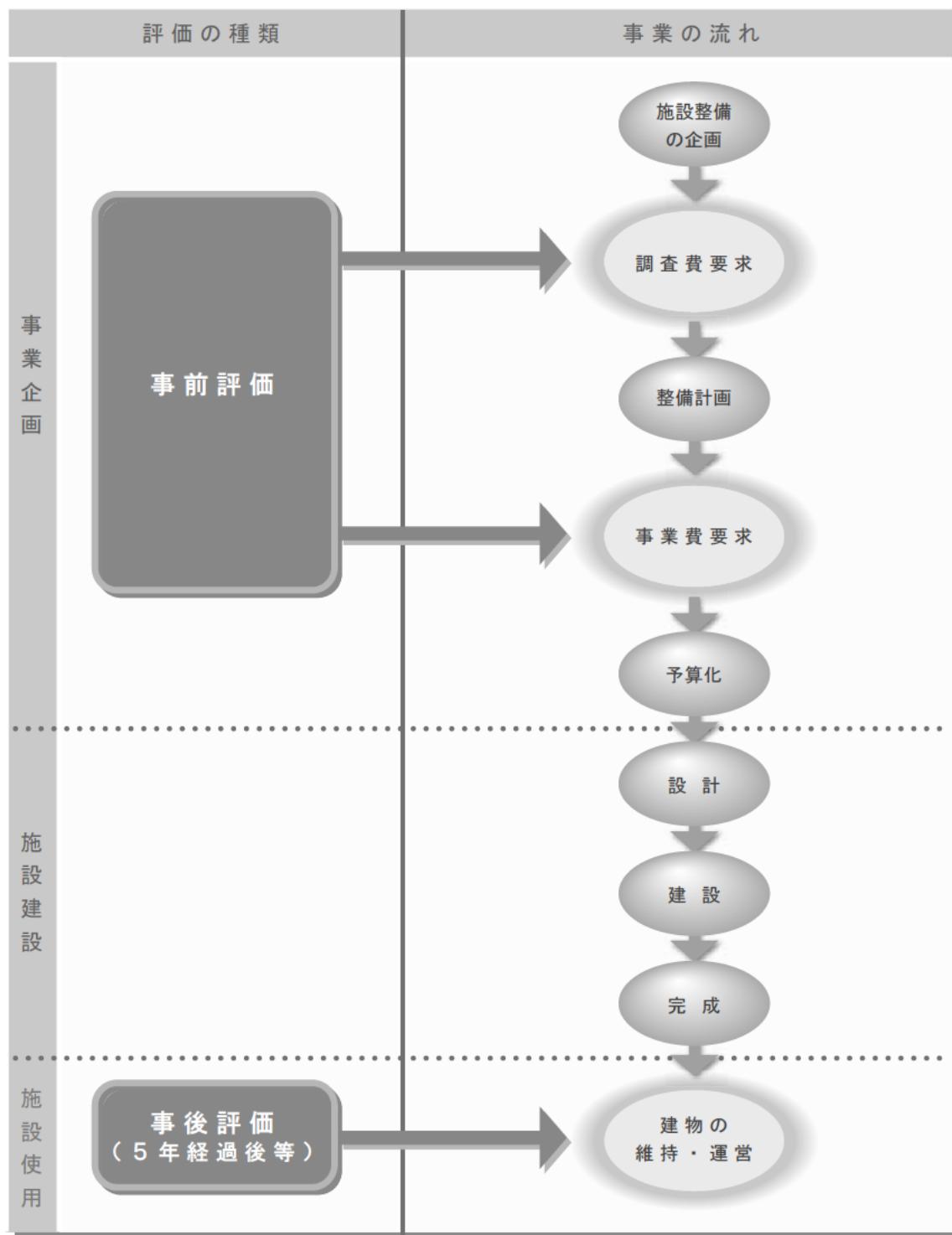
5. 事業評価システムの流れ

事前と事後の大体2つの評価の実施

大臣官房施設課では、大きく以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置付け

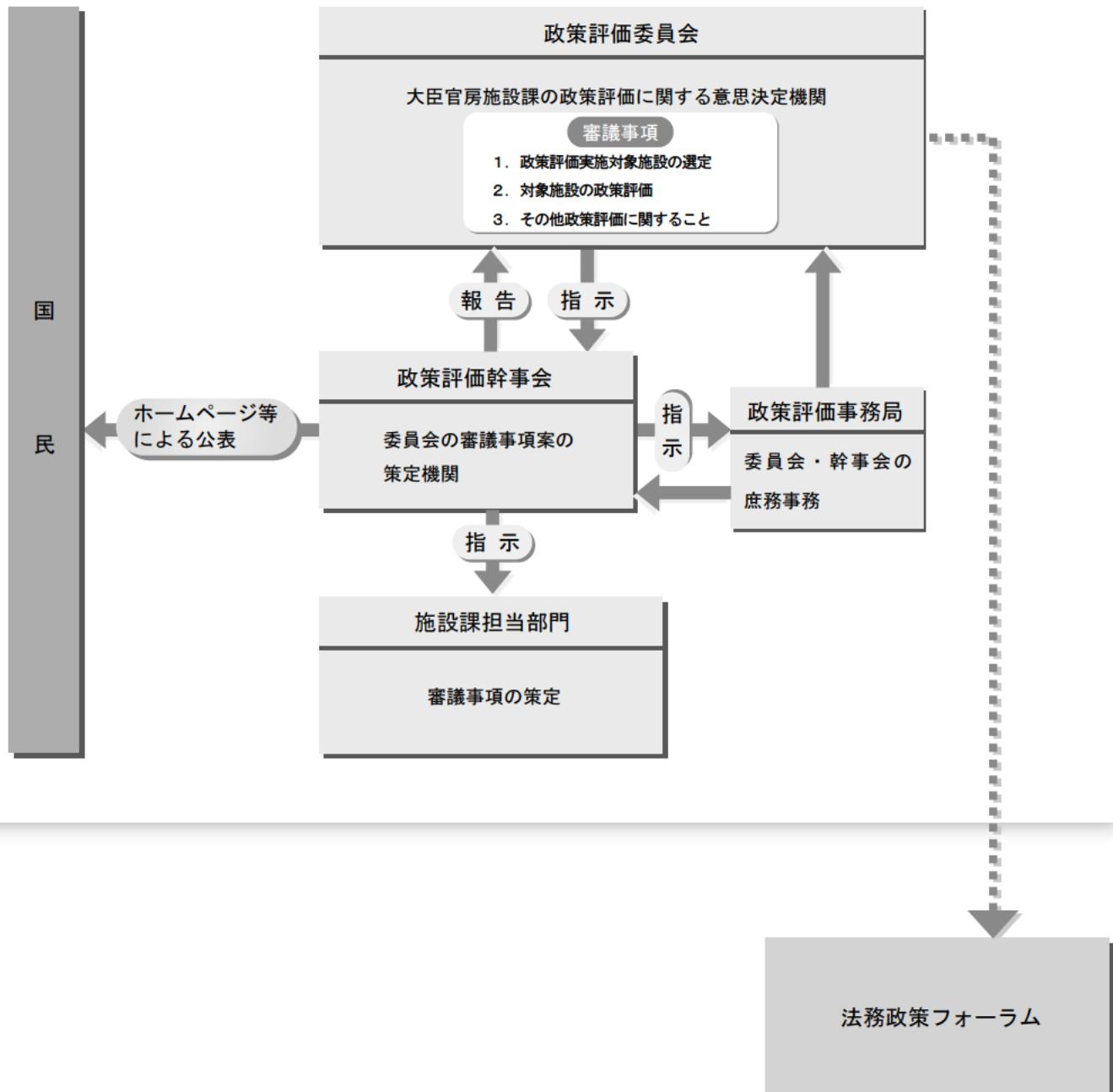


6. 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価（事業評価）を迅速かつ適正に実施していくため、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価（事業評価）体制図



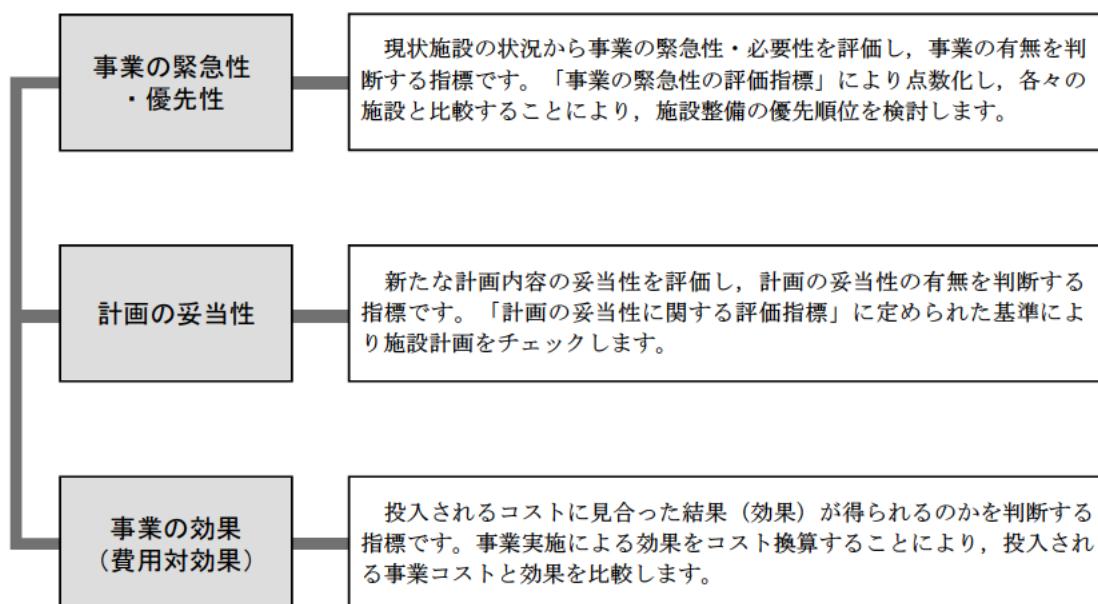
7. 事業評価(事前評価)システムの概要

(1) 官署施設

官署施設の事業評価（事前評価）システム

官署施設の事業評価（事前評価）は、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性・優先性

○ 目的

現状の施設を、施設の現状から事業の緊急性・必要性を評価し、事業の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 入居官署を建替等の場合と新規施設の場合に分け、以下に示す評価指標を用いて官署ごとの評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ ただし、法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア整備計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、それぞれ10点を加算します。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明	保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。
	現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。
	面積率——現状施設の延床面積（m ² ）/新営施設の延床面積（m ² ）

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	5,000以下	6,000以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下	70%以下		
狭あい	庁舎面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.75以下	0.80以下
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退きが必要なもの		なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの	同一敷地内に分散業務上支障があるもの	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるものの		区画整理等が計画決定済であるもの	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	80点以下	都市計画的に見て地域性上好ましくないもの又は防災地区若しくは準防災地区にある木造建物で防災度100点未満のもの
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来している又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				

● 新規施設の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

○ 計画の妥当性

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。
- ③ 施設計画の妥当性がある基準の100点以上を計画の妥当性の判断基準とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

○ 計画の妥当性の評価軸と基準

評価軸		判断基準		0.5
		1.1	1.0	
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支援がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り	整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画との整合	都市計画と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形狀であり、安全・円滑に入出する構造の道路等に隣接している	
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	規模未定
	敷地の規模	駐車場等、緑地等に必要な面積が確保されている	建物の規模に応じ適切な規模となっている	
構造	備 庁 営 単 独 廈 条 件 と し て の 合 同	単独庁舎の場合	単独庁舎計画としての整備が適當	合同庁舎計画として整備が必要
		合同庁舎の場合	合同庁舎としての整備条件が適當	合同庁舎計画として整備条件が整っていない
		機能性等	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

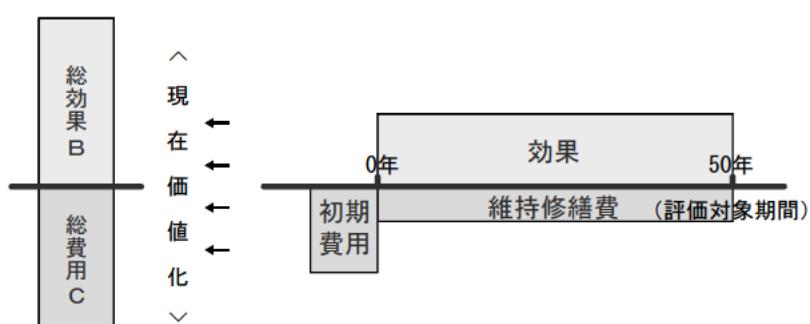
投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法の考え方

事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

費用対効果（B/C）		総効果
総費用	初期費用	建設費 企画・設計関係費
総効果	維持修繕費	修繕費・保全費・水道光熱費
総効果	利用者の利便	敷地利用の改善 (立地の改善) (規模の改善) 行政サービスの向上 (執務能率の向上) (来庁者の利便性の向上)
	地域への寄与	地域住民の満足度の向上 地域経済効果
	安全の確保	地球温暖化対策 長期的耐用性
	環境への配慮	施設機能維持効果 防災安全性の向上
	施設改善による各官署 (検察庁・法務局) の 行政サービスの向上	○検察庁の効果 ・来庁者対応機能の充実 ・被害者への配慮 ・業務効率・適切な業務の遂行 ・防犯性の向上 ・位置の改善 ○法務局の効果 ・来庁者対応機能の充実 ・業務処理機能の充実
・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。		

費用対効果分析算出イメージ図

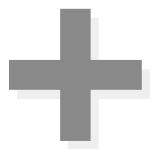


・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えたものを効果のある事業とします。

○各効果項目の考え方

効果項目			効果の分類		考え方
			業務上の効果	利用者及び関係者の効果	
利用者の利便	敷地利用の改善	立地の改善		利便性の向上	立地場所の変化による最寄駅からのアクセスの短縮化を効果とします。
		規模の改善		利便性の向上	現状施設から新営施設の駐車スペースの増減を効果とします。
	行政サービスの向上	執務能率の向上	円滑な業務の遂行	利便性の向上	施設の新営に伴う狭あい解消、情報化への対応等による執務能率の向上を効果とします。
		来庁者の利便性の向上	円滑な業務の遂行	時間短縮	施設の新営に伴う来庁者の利便性（待ち時間短縮等）を効果とします。
地域への寄与	地域住民の満足度の向上			満足度の向上	施設整備により敷地及び建物の景観の向上を効果とします。
	地域経済効果			賑わいの創出	当該施設への来庁者による周辺への各種経済的向上を効果とします。
安全の確保	施設機能維持効果		LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営した施設でのライフサイクルコストの差を効果とします。
	防災安全性の向上		耐震、防災安全性の向上	耐震、防災安全性の向上	新営施設が持つ耐震性、防災安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
環境への配慮	地球温暖化対策		LCCO2の削減	LCCO2の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
	長期的耐用性		長期間の使用が可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって経済的効果を出すものです。



検察庁が入居する場合

施設改善による検察庁の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
検察庁の「事業の効果」の項目とします。

検察庁としての加算効果項目	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的合意の形成 ・職員の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・検察業務への理解 ・国民の満足度の向上 	
	地域住民の満足度の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性の向上 ・利便性の向上 	
被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援相談員制度の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の保護 ・人権への配慮 	
	カウンセリング室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事件の協力への貢献 ・適切・迅速な事件処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安心感の向上 ・人権への配慮 	
業務効率・適切な業務の遂行	調査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適切・迅速な事件処理 ・円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会秩序の維持 ・事件の早期解決 	
	関係機関との打合せスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・適切・迅速な事件処理 ・警察官等捜査関係者の利便性の向上 	・事件の早期解決	
	保管機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・記録や証拠品等を適切・安全に保管 ・検察行政に対する信頼性の向上 ・プライバシーの配慮 	
防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性の向上 	・プライバシーの保護	
位置の改善	立地場所の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務の遂行 	・利用者の利便性向上	

法務局が入居する場合

施設改善による法務局の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
法務局の「事業の効果」の項目とします。

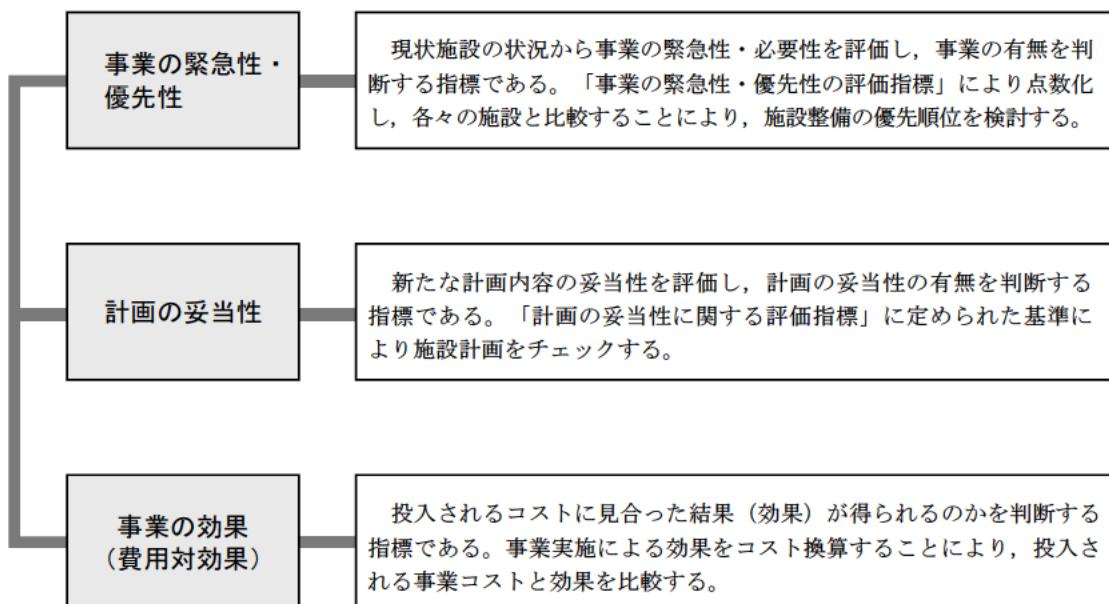
法務局としての加算効果項目	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
来庁者対応機能の充実	待合機能（情報提供スペース）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・法務行政への理解の促進 ・アカウンタビリティの向上 ・人権啓発の推進 ・職員の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記制度、戸籍・国籍制度、人権問題の正しい理解 ・人権啓発効果の向上 	
	相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人権問題への対応の充実・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足度の向上 ・利用者の利便性の向上 	
	バリアフリー化（高齢者・身障者）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性の向上 ・利用者の安全性の向上 	
業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適正・迅速な業務の遂行 ・円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の待ち時間の短縮 ・利用者の利便性の向上 	
	閲覧機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適正・迅速な業務の遂行 	・利用者の利便性の向上	
	書庫の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・データの安全管理の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の財産権の保護への寄与 ・社会基盤の維持 	

(2) 収容施設

○ 収容施設の事業評価（事前評価）システム

収容施設の事業評価（事前評価）は、被収容者等を収容するという施設の特性を考慮し、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

○ 3つの評価指標の概要



○ 事業の緊急性・優先性

○ 基本的な考え方

現状施設の状況から事業の緊急性を評価し、政策的観点から事業の優先性を判断します。又、各々の施設と比較し、施設整備の優先順位を検討する資料の1つとしても活用します。

○ 評価方法

- ① 対象施設を建替施設の場合と新規施設の場合に分け、以下に示すそれぞれの評価指標を用いて評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素（評点が最も高い計画理由等）と従要素（その他の計画理由）に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ 施設運営上非常に問題があり、建替の必要がある基準の100点以上を、事業の緊急性の判断基準とします。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明	保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。 現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。 面積率——現状施設の延床面積（m ² ）／新営施設の延床面積（m ² ）
-------	--

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	5,000以下	5,500以下
	非木造	現存率50%以下又は 経年、被災等により 構造耐力が著しく低 下し、非常に危険な 状態にあるもの	60%以下 同左		
狭い	施設面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.75以下	0.80以下
収容能力	過剰収容	収容定員より3割 以上多く収容して いる	収容定員より2割 以上多く収容して いる		
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上、 当該施設の機能・設 備面での不備のため 建替えが必要	矯正施策の遂行上、 当該施設の機能・ 設備面での不備の ため施設の大規模 な改善が必要		
法令等	現行法規 (都市計画法、建築 基準法)との適合	都市計画法に適合し ていない 建築基準法上、建替 えないと適合しない	建築基準法上、施設 全般にわたり、施設 の大規模な改善が必 要		

● 新規施設の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に に基づき整備が必要な			
新たな行政需要	新たな行政需要 に対応した整備	当該行政需要への対 応が特に緊急を要す る			
機構新設	機構新設に伴う 整備	整備を行わない場合、 業務の遂行が著しく 困難なもの		整備を行わない場 合、業務上好まし くないもの	

計画の妥当性

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 計画の妥当性に関する評価軸と基準

評価軸			評価基準	
			1. 1	1. 0
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている
		安全性の確保		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である
	地域の相談窓口の充実	相談窓口の設置	相談窓口が設置されている	
		地域の人々が気軽に利用しやすい配置		外来鑑別機能の存在を示す見やすい看板・案内の設置等、地域の人々が利用しやすい配慮がなされている
		地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実		情報機器による相談対応が可能なよう機器設置スペース、または教育機関に対する研修が行える研修室等が確保されている
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調査室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職業訓練の充実	職業訓練機能の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	教育環境の充実	教育内容・教育方法の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮	建物配置、建物形、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている
		環境負荷の少ない材料の選択	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

評価基準		対象施設ごとの評価項目	
0. 7	0. 5	地域との調和	周辺環境との調和
周辺環境との調和があまり考えられていない計画である		業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 職業訓練の充実 社会復帰体制の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たさない計画である			環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
			フレキシビリティの向上
全く確保されていない			
全く確保されていない			
1つの職業訓練しか出来ない			
全く確保されていない			
全く確保されていない		少年院	地域の相談窓口の充実 来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 教育環境の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
全く確保されていない			環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
全く確保されていない			フレキシビリティの向上
自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない			
		少年鑑別所	地域の相談窓口の充実 来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
			環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
			フレキシビリティの向上

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法

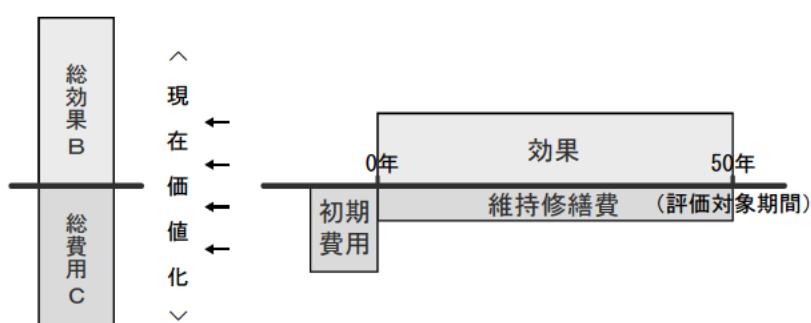
事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

$$\text{費用対効果 (B/C)} = \frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$$

総費用	初期費用	・建設費 ・企画・設計関係費
	維持修繕費	・修繕費　　・保全費　　・維持管理費
総効果	安全性の向上	・耐震安全性の向上 ・防火安全性の向上 ・保安安全性の向上
	業務効率・処遇改善	・円滑な業務の遂行 ・執務環境の向上による処遇改善
	建物価値の向上	・建物の長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減
	過剰収容	・収容室の拡充
	環境への配慮	・LCCO2 の削減
	立地条件の改善 (移転の場合)	・時間・距離の短縮

・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えるものを効果のある事業とします。

○ 各効果項目の考え方

効果項目	効果	効果の分類		
		業務上の効果	利用者及び 関係者の効果	考え方
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性) の向上	保安警備の充実	安心感の向上	新営施設が持つ耐震性、防火・防災性、保安安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の遂行	円滑な業務の 遂行	処遇の改善 (人権への配慮)	施設の新営に伴う面会室、調室の充実による利用機会・利用時間の向上を効果とします。
	執務環境の向上による処遇改善	執務環境の向上	処遇の改善	施設の新営に伴う狭い解消、情報化への対応等による執務能率の向上と被収容者の処遇の改善を効果とします。
建物価値の 向上	建物の長寿命化	長期間の使用が 可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって、経済効果を出すものです。
	ライフサイクルコストの削減	LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営でのライフサイクルコストの差を効果とします。
過剰収容への 対応	収容室の拡充	過剰収容への 対応	処遇の改善 (人権の配慮)	新営施設の収容室を適性に確保することによる過剰収容への対応を効果とします。
環境への配慮	LCCO ₂ の削減	LCCO ₂ の削減	LCCO ₂ の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO ₂ の排出量の低減を効果とします。
地域への寄与	施設の開放利用		福祉の向上	新営施設の一部を地域住民に開放することによる地域福祉の向上を効果とします。
	災害時の緊急避難場所として利用		安心感の向上	新営施設の一部を災害時の緊急避難場所として開放することによる地域の安心感の向上を効果とします。
	地域経済効果		地域経済の向上	食糧・衣類・原材料等を地域から購入することによる地域経済の向上を効果とします。
位置の改善	時間・距離の短縮	円滑な業務の 遂行		立地場所の変化による関係機関へのアクセスの短縮化を効果とします。

(参考資料) 費用対効果算出方法

官署施設費用対効果算出方法

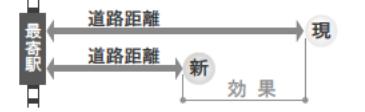
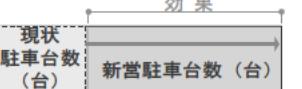
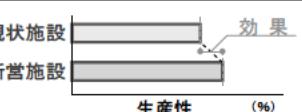
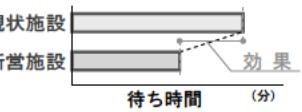
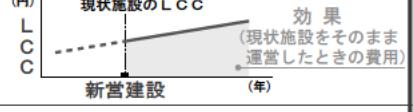
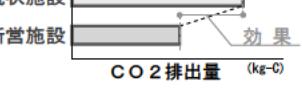
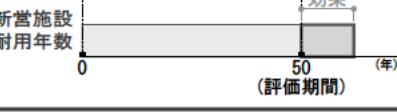
○総費用の算出方法

凡例 

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	<ul style="list-style-type: none"> 建設企画、現地調査、設計、環境管理（アセスメント）、効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ただし、積み上げが困難な場合は、建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕、各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用（点検及び保守、運転・監視、清掃等）を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気、ガス、水道、油等に要する費用を実績値等により算出する。

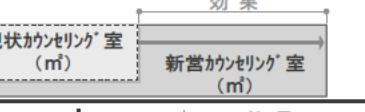
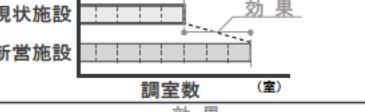
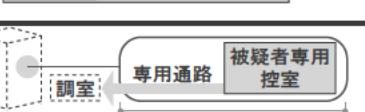
○検察庁・法務局共通の効果項目の算出方法

凡例   

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
利用者の利便	敷地利用の改善	立地の改善 (現状施設までの距離 - 新営施設までの距離) ÷ 80m/分 × 年間来庁者数 × 時間短縮費用(40円/分)	
		規模の改善 (新営施設駐車台数 - 現状施設駐車台数 ^(注1)) × 8時間 × 周辺駐車料金 × 240日 × 積働率0.5	
	行政サービスの向上	執務能率の向上 職員平均年収(6,000千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
		来庁者の利便性の向上 滞在短縮時間 × 年間来庁者数 × 時間短縮費用 (40円/分)	
地域への寄与	地域住民の満足度の向上	(新営建設費 - 現状再建設費 × 現状施設現存率/100) × 評価係数0.7	
	地域経済効果	(新営施設経済効果額 - 旧庁舎経済効果額) × 年間来庁者数	
安全の確保	施設機能維持効果	現状施設の修繕費 + 増築想定庁舎の修繕費	
	防災安全性の向上	(耐震改修単価(56.6千円/m ²) + 防災改修単価(18.4千円/m ²)) × 現状施設延床面積	
環境への配慮	地球温暖化対策	(現状施設CO ₂ 排出量 - 新営施設CO ₂ 排出量) (kg-C) × 原単位(1640円/kg-C)	
	長期的耐用性	新営施設の建設費(円) × 残存率 ^(注2) (%) $\text{※残存率} = \frac{\text{耐用年数} - \text{評価対象期間}}{\text{評価対象期間}}$	

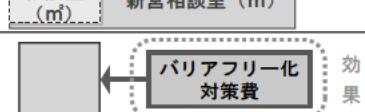
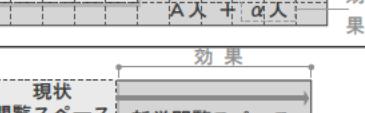
○検察庁の加算効果項目の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	(新営待合室面積 - 現状待合室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	バリアフリー化(高齢者・障害者)への対応	バリアフリー化対策費単価(6,400円/m²) × 新営延床面積(m²)	
被害者への配慮	被害者支援相機能の設置	(新営被害者支援相談室面積(坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	カウンセリング室の設置	(新営カウンセリング室面積 - 現状カウンセリング室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
業務効率・適切な業務の遂行	調査の充実	調査室の増加数(室) × 配置人員(2人/室) × 労働時間(2,000時/年) × 労働コスト(3,200円/時)	
	関係機関との打合せ室の確保	(新営打合せ室面積 - 現状打合せ室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	保管機能の充実	(新営保管機能面積 - 現状保管機能面積) (坪) × 周辺倉庫相場(円/坪・月) × 12か月	
防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	(新営被疑者専用控室の床面積(坪) × 1.5) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
位置の改善	立地場所の改善	裁判所との移動短縮時間(分) × 機会費用(500円/分) × 年間移動回数(台/年)	

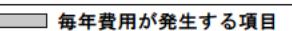
○法務局の加算効果項目の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	待合機能(情報提供スペース)の充実	(新営待合室面積 - 現状待合室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	相談機能の充実	(新営相談室面積 - 現状相談室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応	バリアフリー化対策費単価(円/m²) × 新営延床面積(m²)	
業務効率・適切な業務の遂行	登記窓口・事務室の充実	(登記事務室の増加床面積(m²) ÷ 基準面積(m²/人)) × 労働時間(2,000時/年) × 劳働コスト(3,200円/時)	
	閲覧機能の充実	(新営閲覧スペース面積 - 現状閲覧スペース面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	書庫の充実	(新営書庫 - 現状書庫) (坪) × 周辺倉庫相場(円/坪・月) × 12か月	

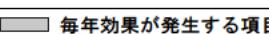
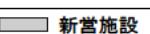
○収容施設費用対効果算出方法

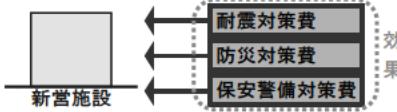
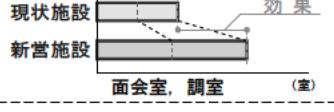
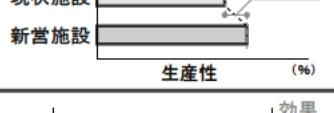
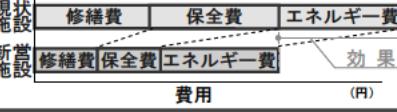
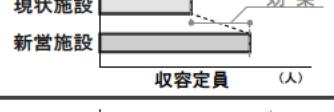
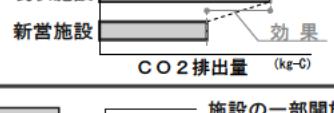
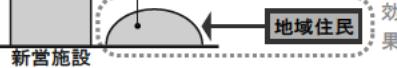
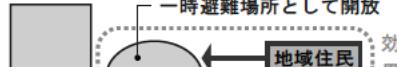
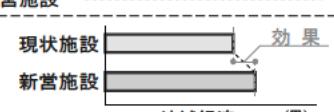
○総費用の算出方法

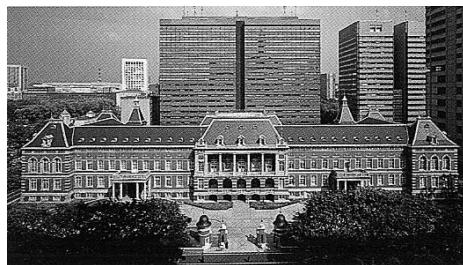
凡例 

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画、現地調査、設計、環境管理（アセスメント）、効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし、積み上げが困難な場合は、建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕、各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用（点検及び保守、運転・監視、清掃等）を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気、ガス、水道、油等に要する費用を実績値等により算出する。

○総効果の算出方法

凡例   

効果項目	効果	算出方法	効果計測イメージ
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 の向上 保安安全性	(耐震対策費 (56.6千円/m ²) + 防災対策費 (18.4千円/m ²) + 保安警備対策費 (15.6千円/m ²)) × 新営施設の延床面積 (m ²)	 新営施設
業務効率 処遇改善	円滑な業務の遂行	(面会室の利用時間の増加 + 調査の利用增加時間) × 機会費用 (3千円/年)	 現状施設 新営施設
	執務環境の向上による処遇改善	職員の平均年収 (6,300千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	 現状施設 新営施設
建物価値 の向上	建物の長寿命化	新営施設の建設費 × 残存率	 新営施設 0 耐用年数 50 (年)
	ライフサイクルコストの削減	現状施設のLCC - 新営施設のLCC	 現状施設 新営施設
過剰収容 への対応	収容室の拡充	必要面積 (m ²) - 建設単価 (円/m ²)	 現状施設 新営施設
環境への配慮	LCCCO ₂ の削減	(現状施設CO ₂ 排出量 - 新営施設CO ₂ 排出量) (kg CO ₂) × 原単位 (1,640円/kg CO ₂)	 現状施設 新営施設
地域への寄与	施設の開放利用	年間利用者数 (人/年) × 1人当りの利用時間 (分) × 機会費用 (10円/分・人)	 新営施設
	災害時の緊急避難場所として利用	避難場所の収容定員 (人) × 1人当りの被害軽減額 (28.3千円/人)	 新営施設
	地域経済効果	(新営収容定員 - 現状収容定員) (人) × 被害者 1人当りの地域からの購入費 (円)	 現状施設 新営施設
位置の改善	時間・距離の短縮	移動短縮時間数 × 機会費用単価 (500円/分)	 裁判所等 道路距離 現 新 効果



FACILITIES DIVISION MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代) FAX:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>